

平成30年3月13日

◎依光委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（9時58分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

初めに、土木部長より報告を受けたいと思います。

◎福田土木部長 道路課の説明に先立ちまして、1点御報告をさせていただきます。

齋藤港湾振興監につきましては、本日、国土交通本省で交通政策審議会の港湾分科会が開催を予定とされております。本県の須崎港の港湾計画等が審議されるため、港湾管理者として出席するために上京しており、本日の委員会を欠席させていただきますことを御報告いたします。

〈道路課〉

◎依光委員長 続いて、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課の平成30年度当初予算案と平成29年度補正予算案につきまして御説明させていただきます。

まず最初に、平成30年度当初予算から説明いたします。

議案説明書の523ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

7 分担金及び負担金は、県単道路改良に係る市町村の負担金でございます。

8 使用料及び手数料の1 使用料は、県営渡船場の使用料と道路占用物に対する占用料でございます。

2 手数料は、特殊車両の通行許可に係る手数料や境界等の証明事務手数料です。

9 国庫支出金は、道路改築や防災・安全社会資本整備交付金など国からの補助金、交付金でございます。

10 財産収入は、廃道敷地売払収入や放置自転車などのスクラップ売却収入でございます。

続きまして、524ページをお願いいたします。

14 諸収入は、市町村からの受託事業収入及び非常勤職員、臨時的任用職員などの労働保険料などでございます。

続きまして、15 県債でございます。県債は、道路改良や防災対策などの事業に充てる道路橋梁事業債並びに国直轄事業の負担金に充てる国直轄道路事業費負担金債でございます。

以上を合わせまして、歳入の合計は289億2,146万4,000円で、29年度当初予算に比べて50億8,934万4,000円の増となっておりますが、これは主に栲原町道佐渡鷹取線のトンネル着手に伴う受託事業収入の増でございます。

次に、歳出を御説明いたします。

525ページをお願いします。

右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明いたします。

まず、1目の道路橋梁管理費、1の人件費でございますが、道路パトロール業務に従事しております道路整備員の人件費でございます。

次の2道路橋梁総務費につきましては、次のページをお願いいたします。

調査等委託料は、県管理道路における交通事故調査などの各種調査を委託するものでございます。高知県道路利用者会議等負担金は、高知県道路利用者会議や日本道路協会など道路関係各種会議などへの負担金でございます。

続きまして、3の道路維持管理費は、県が管理いたします国道及び県道の維持管理に要する経費でございます。主な内容は道路維持・補修に係る委託料や、トンネル、橋梁、交通安全施設等の小規模な修繕工事請負費などでございます。

次に、4の渡船費は、一般県道弘岡下種崎線の長浜一種崎間における県営渡船の運航に係る委託料及び運営に係る経費でございます。

次の5道路改良費のせいかつのみち整備事業費は、地域の抱える身近な課題に対し迅速に対応することで、住民の方々の満足度を高める所長裁量の事業のための予算でございます。

地方特定道路整備事業費は、幹線ネットワークの整備や地域の暮らしを支えるための県単独の道路整備予算で、平成30年度は87カ所で予定をしております。

次のページをお願いいたします。

あんぜんな道づくり事業費は、落石による危険箇所解消のためストンガード、ロックネットなどの対策を行い、通行の安全を図るものでございます。

交通安全施設整備費は、道路の安全な通行を確保するため緊急に対応が必要な防護柵などの整備や、サイクリング観光を推進するための路面への案内標示、ブルーラインの設置を行うものでございます。

次の公共施設等適正管理推進事業費は、道路の長寿命化対策を推進するため、国の交付金事業の対象外となる小規模な道路施設の補修を行うものでございます。

次の道路情報化推進事業費は、道路の規制情報や冬季の道路カメラ画像などをインターネットで提供するK o C o R o ウェブシステムや、各種道路施設の台帳データを一元管理する道路台帳管理システムの保守などを行う経費でございます。

7高規格道路等建設促進事業費の四国開発幹線自動車道建設期成同盟会負担金は、四国8の字ネットワークの整備促進のため、四国4県で取り組んでおります知事が代表である期成同盟会に対する負担金でございます。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金は、高知東部自動車道や高知西バイパスなどに関連する周辺整備として、南国市など8市町村が行います道路や水路等の整

備に対して補助を行う経費でございます。

続きまして、2目の道路橋梁改良費でございます。

1の道路改築費は、地域高規格道路阿南安芸自動車道の一部である北川道路におきまして道路改築を行うものでございます。

2の社会資本整備総合交付金事業費は、国道やインターチェンジへアクセスする県道などの改築事業を行うもので、代表的な路線としては国道494号佐川・吾桑バイパスがあります。

3の防災・安全交付金事業費は、県民の命と暮らしを守るインフラの再構築や生活空間の安全確保、質の向上に資する事業として、道路改良、防災、震災対策、道路修繕、交通安全対策などを行うものでございます。

4の市町村事業指導監督事務費は、市町村に対する指導や監督を行うための経費でございます。

5の国直轄道路事業費負担金は、国管理道路の道路改良費等に係る県の負担金でございます。

以上を合わせまして、歳出の合計は319億5,523万4,000円で、29年度当初予算と比べて37億7,509万1,000円の増となっておりますが、これは主に防災・安全交付金事業費の増額によるものでございます。

続きまして、少し飛びますが、530ページをお開きください。

債務負担行為でございます。

道路維持委託料につきましては、県が管理する道路をより円滑な維持管理を図るため、来年度から試行的に地域の特性に精通した業者に長期間にわたって委託するものでございます。

また、国道493号道路改築費（和田トンネル）から県道土佐伊野線防災・安全交付金事業費（南の谷橋）までの5件につきましては、トンネルや橋梁など大規模な工事につきまして債務負担行為により複数年にまたがる契約を行い、工事を効率的に実施するものでございます。

以上が30年度当初予算でございます。

続きまして、29年度補正予算について説明いたします。

④の議案説明書の277ページをお開きください。

補正予算につきましても、右の説明欄に記載されています順に主なものについて御説明いたします。

1目の道路橋梁管理費でございます。1の高規格道路等建設促進事業費は、市町村への補助金の所要額が見込みを下回ったために減額を行うものでございます。

次に、2目の道路橋梁改良費でございます。1の道路改築費と2の防災・安全交付金事

業費は、国の補正予算に対応したことによる増額でございます。

4の国直轄道路事業費負担金は、最終精算に基づく減額などがございます。

以上を合わせまして、歳出の補正額は22億4,717万7,000円の増額でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

280ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、9月議会、12月議会でも承認いただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いするものでございます。

まず、追加でございますが、2目道路橋梁改良費の道路改築費につきましては、国道493号におきまして物件補償などに日時を要したことと国の補正予算に対応するため、3億923万1,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更でございますが、1目道路橋梁管理費の道路改良費につきましては、県道龍河洞公園線などにおきまして計画調整などに日時を要しましたため、9月と12月議会で議決いただいた額と合わせて16億8,069万8,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

2目道路橋梁改良費の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、県道高知南環状線などにおきまして計画調整などに日時を要しましたため、9月と12月の議会で議決をいただいた額と合わせて22億8,795万9,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

次に、防災・安全交付金事業につきましては、高知本山線などにおきまして計画調整などに日時を要したことと国の補正予算に対応するため、9月と12月の議会で議決をいただいた額と合わせて143億1,901万1,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

次に、281ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

一般県道弘岡下種崎線の長浜一種崎間の県営渡船の運航業務につきまして、安全な運行や雇用の安定化などの視点から、平成30年4月1日から3年間の長期契約をお願いするものでございます。

以上で道路課の説明を終わらせていただきます。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 毎日東から高知市へ通っていますと、龍馬空港線からジャンクションまでがもう日を追うごとに進捗が見えてきて、本当に心強う思っています。

また、これから五台山トンネルをまだ2本抜かないかんわけですし、上部工も今どんどん南インターのほうも進んでおりますが、こうなってくるとやっぱりどうしても欲が出てくるのは龍馬空港インターチェンジから香南インター、この間の約3,500メートルです

か。これが、今回の予算にのっている下井川の一件が絡んでいます。これはもう何とか整理できて、物部川の下部工ぐらいできるような形にことし中になりそうですか。

◎肥本道路課長 国のほうからは、物部川の橋梁につきましては今、漁業補償について漁協と協議中で、協議が調い次第、来年度の春先ぐらいから下部工を順次着手したいという旨の情報は聞いております。

◎浜田（英）委員 漁協はいくとしても、その下井川であと一人、ちょっと了解を得られん方がおるといふようなことも聞いておりますけれど、そっちのほうは大丈夫なんですか。

◎肥本道路課長 事業にちょっと反対されている方がお二人いらっしゃいまして、お一人の方は自分の土地の境界の確認にも来ていただけないような状況でして、任意交渉は続けておりますけれども、並行して土地収用に必要な準備も進めているところです。

◎浜田（英）委員 ということは、難しいのは実質1人ということになりますか。

◎肥本道路課長 もう一人の方も、境界確定には応じていただいておりますけれども、今のところ、まだ事業には、賛成はいただけていないとお聞きしています。

◎浜田（英）委員 じゃ、収用の構えも辞さないという形で今進めているということで、これは、地元はどうなんでしょう。地元の香南市も協力をしてくれよりますか。

◎肥本道路課長 協力いただいて、設計協議はもう終了しておりますので、地元としてはもう、はい。

◎浜田（英）委員 それともう一点、いよいよ奈半利から安芸市の伊尾木あたりまで計画段階評価、緒についたわけですが、その大山の道の駅がありますね。大山トンネルが抜けた形になって、あれがちょうど裏に入ってしまった関係で、あそこはもう本当に閑散としておる。しかし、大変風光明媚な道の駅、ああいう形態の道の駅はなかなか少ないんで、あそこを何とかまた活性化しようじゃないかということで、皆さん汗をかいていただいていることも承知をしております。

今度、計画段階評価で何とかあの道の駅も、まあ言うたら、ポケットパークというよりパーキングエリアみたいな形で使えるようなことはできんかなというふうに思っています。そうなったときにやっぱり、走りゆう高速道路からあそこは見えるという形が理想なんですけれども、いかんせん、あの裏は上から土砂崩れがあつて、あれを整備した経緯がありますので、あの上が十分にそういう災害とか豪雨等に耐えられるかどうかということも疑問なんです。大山トンネルも、その今の出口もL2クラスの津波では、あそこはつかるといふことになりますからね。だからあそこを、そのまま大山トンネルを置くのか、あるいはバイパスで置いて、また別のルートを考えるのかどうかという、そんな議論は道路課と土佐国道事務所が進められていますか。

◎肥本道路課長 先月の24日に、奈半利—安芸間については2回目の四国の小委員会が開

催されたところをごさいます、今後、住民に対する意見聴取が行われて、どんなルート帯がいいのかとか、どこにインターチェンジを設けるのかとかということについて、アンケートの調査をされるところです。

今後、委員御指摘のところにつきましても、国交省のほうと協議も調整もしていきたいと考えております。

◎**浜田（英）委員** 意見聴取ということは、再度パブリックコメントのようなものを、首長とかあるいは地域住民の代表の皆さん方に聴取をしてからまた再度、社会資本整備審議会にそれをもとに諮って、具体的な法線ということになるわけですか。

◎**肥本道路課長** はい。そういうことです。

◎**浜田（英）委員** いずれにいたしましても、その香南の位置から空港インターチェンジの3.5キロメートルがおくれることによる東部の経済損失というのは大変多うございますので、それも十分に理解をいただいて、願わくば32年の高知ジャンクションから龍馬空港インターチェンジの開通に合わせて向こうも同時にいければ本当に最高の話なんですけれども、それに向けてもまた頑張ってくださいと思います。

◎**米田委員** 一つ教えてもらいたい。部長の説明であった通学路の安全対策で19億円ぐらい予算化されていますが、予算書のどこになるのかということと、危険区域ですかね、以前、学校等と現地調査もした六百何カ所かについては、大体終わったように思いましたが、その計画との関係ではどうなのかということと、新しいのが何カ所か出てきて、こういう予算がふえてきているのか、状況を教えてください。

◎**肥本道路課長** まず、通学路対策の事業でございますけれども、主に交付金事業でございます、防災・安全交付金事業というので対策をしています。

通学路プログラムによる取り組みは、527ページの2道路橋梁改良費の右の端の欄の3番防災・安全交付金事業費の中でございます。通学路の点検の要対象箇所の639カ所でございますけれども、昨年度末で551カ所の対策が完了しております、今年度残りの88カ所に着手しているところです。

◎**米田委員** 今年度で、大体そのプログラムそのものは解決できるということで、ほぼ継続する。

◎**肥本道路課長** 継続して。はい。

◎**米田委員** そしたら、プログラムの関係はわかりました。

ただ、いろいろ実生活の中で、ここも危険だとかというて新たに出てきていますよね。そういうところについても予算上対応できていっているというか、予算を獲得できていますよという理解でいいですか。

◎**肥本道路課長** おおむね交付金、特に交付金事業では通学路対策が重点事業に位置づけられておりますので、積極的に予算配分しているところです。

◎米田委員 それと、道路の維持のところでは何か新しい試みということで、債務負担行為で2カ年かね。

◎肥本道路課長 はい。

◎米田委員 どんなふうにやられるんですかね。もしそれが一定効率的に、また仕事保証という意味も含めてうまいこといけば広げていこうという、そういう方向なんですか。ちょっと状況を。

◎肥本道路課長 道路維持管理費につきましては、一定人気がすごくあってというところと、ちょっと人気なくて余り受注者が少ない、応札者が少ないところもございまして、一旦、一定1年、2年なりの期間で入札すると額も大きくなりますし、安定的に仕事ができるというところで受注意欲もふえるのではないかとということ。それと、2年分一緒に入札することでスケールメリットといいますか、若干経費も削減されるというふうなところもありまして、今回試行的に全事務所で1カ所ずつ、約1年半ぐらいの契約で委託をしたいと考えています。

◎米田委員 その積算する場合に、土木事務所なりが一定積算ね、2カ年の維持もせないかんけれど、実際、その維持するがと現場が違うことがありますよね、現実。そういう場合は、その時々土木事務所と話をし、事業費がふえるとか管理費がふえるとかという形になるわけですか。

◎肥本道路課長 実は、まず実施設計書を作成するときに、これまでの実績から、例えば、大体この路線は年間草刈りがどれぐらいの量必要だとか、側溝の清掃がこれだけ必要だとかというのを推定して実施設計をつくりまして、実際の仕事量に合わせて変更するというスタイルにしています。

◎米田委員 全土木事務所がやられゆうということで、一つの土木事務所1件の入札の場合、応札は幾つも参加されていますか。随契でやるか。

◎肥本道路課長 今のところ応札者がいないというところはないようではございますけれども、非常に応札者が多いところと、指名した場合でも辞退が多いところもあるようです。

◎金岡委員 例の17号線ですが、檜山トンネル、30年度着工というふうな話になっておりますけれども、どういうふうに進んでいくのか、今現状で用地買収等どのように進んでおられるのか、お尋ねしておきます。

◎肥本道路課長 今年度、橋梁とかトンネルの設計をしております、今年度一部用地買収にも着手したいと考えていまして、来年度からは一部工事に着手したいと考えています。

◎金岡委員 来年度というのは30年度ですよ。

◎肥本道路課長 そうです。

◎金岡委員 30年度着手ということですが、それは間違いのないところですね。

◎田中副委員長 せいかつのみち整備事業費、いわゆる所長裁量予算なんですけれども、前年度と同額、データも出てきていると思うんですけれど、今年度ですよね、各事務所長から、その執行ぐあいというか、どういう状況かという話があっているのか教えていただけますか。額が少ないとか、余っているとか。

◎肥本道路課長 特には、そんなお話は伺っておりません。

◎田中副委員長 本課としては、今の額で各事務所長は満足しているという認識ですか。

◎肥本道路課長 所長裁量と申しましても、このせいかつのみち整備事業というのは、一定の道路改良事業費でございまして、側溝の整備ですとか簡単な道路を広げたいという整備をするもので、専ら土木政策課の所管しております地域の安全安心整備事業というものが、もっときめ細かに道路の補修なんかをする事業費なので、そちらのほうはかなりニーズが高いというふうには思いますけれど、せいかつのみち整備事業については、一定そういった改良費、あるにこしたことはないでしょうけれども、極端にそれが不足しているとかというお話は、聞いたことはございません。

◎田中副委員長 実際、もちろんあれば使えるところっていっぱいあるんですよね。特にこの年度終わりごろになってくると、ことしはなかなか使えるということがなくて、各事務所長の意向も聞いていただいて、やっぱりあれば住民は満足度の向上という意味では非常にありがたいんで、そこら辺しっかり各所長とも話をしていただいて、適宜必要なところはふやしていただくとか、ちょっと対応をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎肥本道路課長 また、所長会などで御意見をお聞きして対応してまいりたいと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎依光委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 都市計画課長の島田です。

それでは、都市計画課の平成30年度当初予算及び平成29年度の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

初めに、平成30年度の当初予算から説明いたします。

資料番号②の議案説明書（当初予算）の531ページをお願いします。

まず、7分担金及び負担金は、県単独事業及び社会資本整備総合交付金事業で行う街路整備に対しまして、関係する市からいただく負担金です。

次に、8使用料及び手数料は、屋外広告物の許可申請や業者登録に係る手数料と開発許可申請に係る手数料です。

9 国庫支出金は、社会資本整備総合交付金で行う街路事業や市町村事業の指導監督などに対する国からの交付金です。

14 諸収入は、街路整備にあわせて実施する受託工事に対して関係する市からの負担金や、次のページになりますが、都市計画基礎調査の経費に対して関係する市町からの負担金などです。

15 県債は、街路事業の財源に充当するものです。

以上、平成30年度の一般会計歳入予算の合計は21億3,357万3,000円です。

次に、歳出予算でございます。

533ページをお願いします。

それでは、下段の1目都市計画費から、右側の説明欄で順次説明させていただきます。

1 都市計画策定費は、都市計画審議会の運営経費や調査等委託料、全国都市計画協会などの関係団体に対する負担金などです。このうち調査等委託料は、都市計画法第6条に定められています都市計画区域の現況や将来の見通しについて基礎調査を行います。そのほか、南海トラフ地震など大規模災害が発生した後、迅速な都市の復興を図るため、県、市町村職員の復興体制の強化や対応力の向上を目的とした震災復興まちづくり訓練を実施します。

次のページ、534ページをお願いします。

2 都市計画規制費は、開発審査会の運営経費や被災宅地危険度判定士の養成に要する経費などです。

次の3都市施設管理費は、JR高知駅大屋根の電気設備や屋根本体の定期点検に要する委託経費や電気料金などです。

次に、2目都市整備費の1屋外広告物等指導規制費は、屋外広告物審議会の運営経費や屋外広告物の設置基準について、地域特性を踏まえた規制基準を検討するために要する経費です。

その下の2都市計画街路単独事業費は、県単独事業として高知駅秦南町線など8路線の整備を行うものです。その経費は17億8,692万3,000円であり、平成29年度と比較して約8億2,700万円の減額となっておりますが、これは平成26年度から事業を開始しています高知駅秦南町線における用地買収がおおむね完了したことによるものです。現在、久万川にかかる橋梁の4車線拡幅工事やイオン高知前の街路の築造工事などを進めています。来年度は、引き続き橋梁の拡幅工事や高知赤十字病院の開院を目指して、街路の築造工事の進捗を図ります。

次のページ、535ページをお願いします。

次の3目都市施設整備費は、国の交付金事業に係るものです。

説明欄の1都市計画街路事業費は、社会資本整備総合交付金を活用しまして朝倉駅針木

線など5路線の整備を行います。来年度は、朝倉駅針木線においては南工区の事業完了に向けた工事の進捗を図るとともに、新たに中工区を設定しまして測量や設計等に着手したいと考えています。

次の2市町村事業指導監督事務費は、市町村に対する指導や監督を行うための事務費です。

以上、歳出予算の合計額は22億9,279万2,000円となっております。

続きまして、平成29年度補正予算について説明いたします。

資料番号④の議案説明書（補正予算）の282ページをお願いします。

歳入予算につきまして、節の区分欄で説明いたします。

7分担金及び負担金の都市整備費負担金及び2つ飛びまして、15県債の都市計画事業債については、都市計画街路単独事業費の減額によるもので、詳細は歳出予算で御説明いたします。

真ん中の14諸収入の都市整備受託事業収入は、街路整備にあわせて実施する受託事業費の増額による関係市の負担金の増額です。また、都市計画課収入は、高知広域都市計画区域基礎調査委託料の減額による関係市町の負担金の減額です。

次のページをお願いします。

歳出予算でございます。

1目都市計画費の都市計画策定費は、都市計画区域基礎調査委託料の入札残などによるものです。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、主に高知駅秦南町線において橋梁下部工の工事について、渇水期での施工が見込めなくなりましたことから9,810万4,000円を減額するものです。

次に、繰越明許費でございます。

285ページをお願いします。

繰越明許費につきましては、9月議会、12月議会でも承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いするものでございます。

まず、追加でございますが、3目都市施設整備費の市町村事業指導監督事務費につきましては、市町村が施行する事業が繰り越しとなることにより42万9,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更でございますが、2目都市整備費の都市計画街路単独事業費につきましては、高知駅秦南町線におきまして、高知赤十字病院の開院に向けて暫定2車線整備を行うために必要な用地取得については、全地権者から契約をいただいておりますが、その他の区間における用地交渉に日数を要したためなど6路線におきまして、9月と12月の議会で議決をいただいた額と合わせて21億4,785万2,000円の繰越額に変更をお願いするもの

でございます。

次の3目都市施設整備費の都市計画街路事業費につきましては、高知駅秦南町線におきまして関連する高知市の下水道工事が遅延したことから、予定していた橋梁下部工の工事に着手できなかったことなど3路線におきまして年度内の完成が見込めなくなったため、9月と12月の議会で議決をいただいた額と合わせて8億6,321万6,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

以上で都市計画課の当初予算及び2月補正予算の説明を終わります。

続きまして、高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案について説明いたします。

資料番号⑥の議案説明書、条例その他の16ページをお開きください。

本議案は、平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、屋外広告物法が一部改正されることを考慮しまして、高知県屋外広告物条例の禁止地域に田園住居地域を追加しようとするものです。

改正の概要につきましては、参考資料により説明いたしますので、都市計画課のインデックスがついている資料をお開きください。

まず初めに、都市緑地法等の一部が改正された背景や田園住居地域について説明をさせていただいた後、条例改正に係る説明をさせていただきます。

近年のまちづくりにおきまして、公園や広場、農地などのオープンスペースは、景観、防災、にぎわいの創出など多面的な機能が発揮されるとともに、都市農地は、宅地化を前提としたものではなく、都市の一部としてあるべきものへと認識が変化してきたことを背景としまして、平成29年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、都市緑地法を初めとする27の法律が改正されることとなりました。

その一つとしまして、左側の矢印でお示ししております都市計画法の一部が改正され、右側の表で黄色の網かけでお示ししているように、新たに住居系用途地域の一つの類型としまして田園住居地域が創設されることになりました。この田園住居地域は、宅地と農地が混在し、両者が調和して良好な住環境と営農環境を形成している地域をあるべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発と建築の規制を通じてその実現を図るものです。

この田園住居地域を初めとする用途地域につきましては、各市町が定めるものとなっており、現在、県内では高知市を初め合わせて6つの市町で用途地域を定めていますが、現時点で新たに田園住居地域を指定しようとする市町はございません。

続きまして、右側の矢印でお示ししています今回の屋外広告物条例の改正に係る説明をさせていただきます。

屋外広告物につきましては、良好な景観形成や風致の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の設置や屋外広告物業についてルールを定めています。その一つに、基本

的に広告物を設置してはならない禁止地域がございます。

屋外広告物法も、先ほど御説明しました都市計画法と同じように一部が改正され、禁止地域として指定できる用途地域に田園住居地域が追加されました。また、法では、都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告物の設置を禁止する地域や場所を指定することができるとなっています。本県では、これまでも法律で禁止できると規定されている地域は、全て条例で禁止地域としていることから、この田園住居地域も禁止地域として追加することが妥当であると考えまして、高知県屋外広告物条例の一部を改正し、条例第3条に規定します禁止地域に田園住居地域を追加しようとするものです。

以上で都市計画課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 これ議案ではございませんけれども、道路課にも関係があることで、私も東部から県庁へ通うときに龍馬空港インターチェンジから車へ乗って高知南インターチェンジへおりのわけですわ。朝とか夕方は、真っすぐタナスカへ進んだら絶対混んでいますので、もう逆に五台山のトンネルを抜けて高須新町ですか、あそこへ出てから青柳橋を渡って真っすぐ行く。そこも渋滞していますけれども、知寄町の鏡川大橋の交差点過ぎたらすいていますので、すうっと県庁まで行けます。でも朝は、もう本当にタナスカの付近も非常に混んでいますし、また高知さんさんテレビの前を越して鏡川大橋へ接続する、あそこが非常に混んでいます。もう一つの路線は、タナスカを過ぎて弘化台過ぎて、田内千鶴子さんの碑を左へ曲がって依光のかまぼこ、いわゆる若松町のあそこへも2つが、ずうっと車が全部集中するわけですわ。

どうしてもそんなことを思うと、東部からの潮江地区のアクセスが非常に悪いですよ。東孕と西孕を結ぶ第2浦戸大橋をつくれとは言いませんけれども、やっぱり考えてみるとタナスカから萩町あたりへループ橋をかけるという計画は、もう一度きちっと考えていただかんと、高知市の電車通りから北部へのアクセスは比較的容易ですけど、やっぱり潮江地区へのアクセスが非常に悪いですね。

僕も自分の事務所が潮江にあるもんですから、どうしても鏡川大橋を渡ろうとしますけれども、若松町のほうから来る車がいっぱい。それからラウンドワンのほうへ突き当たってもほとんどみんな、右へ回るより南へ行きますよ。だから、それだけやっぱり南への、潮江地区へのアクセスが多いと思うんです。

ですから、都市計画という観点からも、都市計画道路は潮江のあそこもずうっと延びて萩町まで行っているわけですからね、あの延長をどこら辺から考えるのか、タナスカ方面へループ橋をかけて向こうへ渡れるような道路は、将来やっぱりどうしても必要じゃないかなと思います。

池脇委員も、このことは前述べられましたけれども、恐らく潮江地区に住んでおる皆さ

ん方はみんな同じ意見だと思いますが、またぜひそのこともお考えいただきたいと思いますので、提案をしておきます。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で都市計画課を終わります。

〈公園下水道課〉

◎依光委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎岡崎公園下水道課長 公園下水道課の岡崎です。

それでは、公園下水道課の平成30年度当初予算、平成29年度補正予算及び条例改正議案等について説明させていただきます。

初めに、一般会計の平成30年度当初予算から御説明いたします。

予算ファイルの資料番号②当初予算の議案説明書537ページをお開きください。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

左上の7分担金及び負担金の節欄にあります(9)公園費負担金は、都市公園事業に対する市町村の負担金です。

次の8使用料及び手数料は、節欄に記載のとおり、(7)公園施設の使用料と(5)浄化槽保守点検業者登録などの手数料収入です。

次の9国庫支出金のうち(7)公園費補助金は、右の説明欄に記載のとおり、都市公園事業に係る社会資本整備総合交付金と防災・安全社会資本整備交付金、市町村事業の指導監督交付金です。

(8)下水道費補助金の説明欄にあります農山漁村地域整備交付金は、市町村の団体営農業集落排水事業に対する交付金です。

次の538ページをお開きください。

中ほどにあります14諸収入、(9)公園下水道課収入は、五台山公園の水道施設を利用している牧野植物園等からの水道料の分担金などです。

その下の15県債は、都市公園事業の建設事業の財源に充てる起債です。

以上、平成30年度一般会計歳入予算の合計は6億8,299万6,000円です。

次に、歳出予算について説明いたします。

539ページをお開きください。

歳出の主なものを右の説明欄に沿って説明いたします。

まず、4公園費の1都市公園管理費は、春野総合運動公園ほか11公園の管理に要する経費でございます。指定管理者制度による7施設の管理運営委託料は、次の540ページにかけて記載しているとおりでございます。

540ページの6番目に計上されている管理等委託料は、直営管理公園における清掃委託などに要する経費です。

2 都市公園単独事業費は、都市公園の改修や修繕に要する経費でございます。春野総合運動公園では体育館の老朽化対策を行うための改修設計や、野市総合公園ではチンパンジー舎の改修、土佐西南大規模公園では中村地区のオートキャンプ場とまろっとの高圧変電施設の改修、池公園ではテニスコート舗装の改修を行うものです。

次の3都市公園事業費は、国の交付金を活用して都市公園の施設整備を行うもので、春野総合運動公園では総合防災拠点として、自衛隊のベースキャンプ地としての利用を想定している野球場の耐震補強工事など、また、土佐西南大規模公園ではテニスコートの改修工事、また各公園におきまして長寿命化修繕計画の策定及びその計画に基づく修繕を行う予定です。

次に、5下水道費の1団体営農業集落排水事業費の農業集落排水事業費補助金は、既存施設の長寿命化を行う市町村に対して補助するものです。

次の541ページをお開きください。

説明欄の中ほどにあります3浄化槽設置管理推進事業費の上から3つ目の浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対してその経費の一部を補助するもので、市町村の要望や実績をもとに必要額を計上しております。

一番下の5流域下水道事業特別会計繰出金は、特別会計で実施しております浦戸湾東部流域下水道事業における県債の元利償還金などの財源に充てるものです。

以上、公園下水道課一般会計の平成30年度当初予算は最下段にありますとおり18億9,341万1,000円です。

次に、債務負担行為について御説明します。

543ページをお開きください。

当議会で新たにお諮りする工事に関する債務負担です。

春野総合運動公園野球場耐震改修事業費につきまして、平成31年度に要する経費を債務負担行為としてお願いするものです。

以上で平成30年度一般会計当初予算の説明を終わります。

続きまして、流域下水道事業特別会計の当初予算を説明いたします。

835ページをお開きください。

この特別会計は、高知市、南国市及び香美市の3市で構成する浦戸湾東部流域下水道の維持管理や整備にかかわるものです。

それでは、歳入予算について説明いたします。

科目欄の1負担金の(1)流域下水道管理負担金は、流域下水道の管理運営に要する経費で、関係3市に汚水処理の水量に応じて負担していただくものです。(2)流域下水道事業負担金は、流域下水道の整備に要する経費を関係3市から負担金としていただくものです。

次の2国庫支出金は、流域下水道事業に対する国の交付金です。

4繰越金は、流域下水道管理費における前年度までの余剰金を繰越金として流域下水道管理費に充当するものです。

6県債は、流域下水道事業費の財源に充当する下水道事業債です。

以上、特別会計の平成30年度歳入予算の合計は30億1,736万6,000円です。

次のページ、836ページをお開きください。

歳出予算でございます。

それでは、歳出の主なものを説明いたします。

まず、下段の1流域下水道管理費は、浦戸湾東部流域下水道の維持管理を行うための経費です。

次のページ、837ページをお開きください。

右の説明欄一番上にあります管理運営等委託料は、高須浄化センターの運転管理委託に要する経費です。廃棄物処理委託料は、高須浄化センターから発生します下水汚泥を処理するための経費です。3つ下の修繕工事請負費は、水処理施設や汚泥処理施設などの修繕に要する経費です。

なお、これらの経費は全額、関係3市の負担金で賄われております。

次の2流域下水道事業費は、汚泥処理施設の建設工事や水処理施設の機械、電気設備などの長寿命化工事などの老朽化対策に要する経費と地方債元利償還金などを計上しております。

次のページ、838ページをお開きください。

以上、流域下水道事業の特別会計の歳出予算は、歳入予算と同額の30億1,736万6,000円です。

次に、債務負担行為について御説明します。

839ページをお開きください。

上の表は、当議会で新たにお諮りする工事に関する債務負担です。浦戸湾東部流域下水道事業費の汚泥処理施設整備工事及び水処理施設設備整備工事につきまして、平成31年度以降に要する経費を債務負担行為としてお願いするものです。

下の表は、これまでに議決をいただきました債務負担の平成30年度以降の支出予定額をお示ししたものです。下段は、高須浄化センターの管理運営委託料の当該年度以降の支出予定額です。この業務委託につきましては、昨年9月議会において債務負担行為の議決をいただき、昨年の12月28日にWTOによる一般競争入札の公告を行いました。その結果、1者から申請があり、2月23日に入札を行いました。不調となりました。委託業者の選定について検討しましたが、入札参加要件について拡大すると業務の性能を保つことができなくなるおそれがあると考えられることから、入札参加申請のあった事業者と随意契約

を行うこととしました。契約者は、現在管理運営を行っている共同企業体です。

次に、840ページをお開きください。

この表は、高須浄化センターの建設工事費に係る起債の現在高の見込み額です。

当初予算については以上でございます。

続きまして、平成29年度一般会計補正予算につきまして説明いたします。

資料番号④補正予算説明書の287ページをお開きください。

歳出予算でございます。

4 公園費の説明欄にあります1 都市公園単独事業費につきましては、春野総合運動公園においてW i - F i 施設の整備などの入札減による精査により減額するものです。

2 都市公園事業費は、国の内示額との差額分を減額しております。

次のページ、288ページをお開きください。

5 下水道費の説明欄にあります1 団体営農業集落排水事業費につきましては、国の内示額との差額を減額しております。

2 浄化槽設置管理推進事業費については、設置基数の減少により減額をするものです。

3 流域下水道事業特別会計繰出金については、流域下水道事業費の地方債元利償還金の財源である起債の計算方法が変更され、起債額が減額されたことに伴い、一般会計からの繰出額を増額するものです。

次に、繰り越しについて説明いたします。

次の289ページをお開きください。

追加の表にあります4 公園費の都市公園事業費につきましては、春野総合運動公園や土佐西南大規模公園の公園施設改修において、計画調整に日時を要したために繰り越しをお願いするものです。市町村都市公園事業指導監督事務費は、市町村の工事が繰り越しになることから、この分の県の事務費の繰り越しをお願いするものです。

5 下水道費の団体営農業集落排水事業費につきましては、事業主体となる市町村事業の遅延により繰り越しになるものです。市町村下水道事業指導監督事務費につきましては、事業実施主体である市町村事業が繰り越しとなることから、この分の県の事務費が繰り越しとなるものです。

続きまして、流域下水道事業特別会計補正予算を御説明いたします。

406ページをお開きください。

歳入のうち、科目欄の1 負担金の(1) 流域下水道管理費負担金は、修繕工事の請負残などの不用額が生じたため、関係3市の負担金の減額を行うものです。

2 国庫支出金の(1) 流域下水道事業費補助金と6 県債の(1) 下水道事業債は、国の内示額との差額により減額するものです。

一つ上の3 繰入金の(1) 一般会計繰入金につきましては、償還金に充当する起債額の

変更により一般会計からの繰入金が増となったものです。

次のページ、407ページをお開きください。

歳出予算でございます。

1 流域下水道管理費の管理運営委託料につきましては、昨年4月、5月の汚泥が平年より多く発生しましたが、処理委託先が受入量拡大の調整準備を整えることができず、高須浄化センター内での焼却をふやしたため必要経費を増額するものです。これに伴うことなどにより汚泥の処理量が当初の見込みを下回り、次の廃棄物処理委託料を減額するものです。

修繕工事請負費については、緊急時に備えて計上しておりました修繕費が当初の見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

また、市町村派遣職員費負担金は、高知市から派遣いただいております職員2名分の人件費を高知市へ負担金として支払うものです。

次のページ、408ページをお開きください。

2 流域下水道事業費の1 浦戸湾東部流域下水道事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり内示額との差額による減額です。

2 地方債元利償還金の減額は、平成28年度末に借入した起債の利率が当初の見込みより低かったため、不用額が生じたことなどによるものです。

409ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

目の欄2の流域下水道事業費の浦戸湾東部流域下水道事業費につきましては、汚泥処理施設の建設工事等において入札不調が続き、工程変更や契約方法の見直しに日時を要したため、年度内の工事の完成が見込めなくなったことなどから繰り越しをお願いするものです。

次に、条例その他議案につきまして御説明いたします。

⑤議案条例その他の150ページをお開きください。

第80号議案高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案です。

それでは、土木部の参考資料の公園下水道課のインデックスのページをお開きください。

今回の条例改正は、高知市の春野総合運動公園体育館（小アリーナ）への冷暖房設備の整備に伴い利用料の設定を行うものと、都市公園法施行令の改正に伴い都市公園における運動施設の敷地面積の割合に関する規定の追加をするものです。

まず、2 春野総合運動公園体育館（小アリーナ）の冷暖房設備の利用料について説明いたします。

体育館の小アリーナは、面積が756平方メートル、バスケットボールが1面、バドミン

トンなら4面とれる広さで、県内の体育館では大アリーナと合わせますと最大級規模の施設です。夏場は、館内の温度と湿度が高くなり熱中症の発生、さらには床面が湿気で結露し滑りやすく転倒などによるけがの発生なども懸念され、安全面からも冷暖房設備は有効です。

また、冷暖房設備は、アマチュアの四国大会以上の大規模な競技大会の開催やプロ競技団体の試合・キャンプには必須のものとなっていることや、東京オリンピックなどの事前合宿の誘致につなげるために大アリーナに引き続いて整備をするもので、供用開始は平成30年4月を予定しています。

利用料につきましては、整備費用の一部と光熱費、清掃などの保守点検費用をもとに算出しており、1時間当たり2,400円です。

観客席があり、プロの試合や大規模イベントにも利用される大アリーナと比べ、県内の利用者割合の高いこの小アリーナは低価な設定となっており、1平方メートル当たりの利用単価は、同等の面積規模の県立武道館と同額となっております。

次に、3の運動施設の敷地面積の基準の規定の追加についてでございます。

都市公園における運動施設の面積の割合は、都市公園法施行令により100分の50を超えてはならないとされていましたが、地域の実情に応じた設定を可能とするため、昨年6月に同法施行令が改正され、100分の50を参酌し条例で定めるとされましたことから、本県は同施行令に示された参酌基準と同じ100分の50以下とすることとしました。

参考にありますとおり県立都市公園では、一番割合の高い春野総合運動公園においても運動施設の敷地面積の割合は30%以下であり、この参酌基準どおりで特段の影響はございません。

以上で公園下水道課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 1つは、野球場の耐震化。結局事業費のトータル、これ何ぼになるんですかね。

◎岡崎公園下水道課長 事業費がトータルで、来年度予算、それから再来年度予算を合わせますと3億1,500万円です。

◎米田委員 この間も、ちょっとあの回りをぶらぶらしよったんですが、あの野球場も非構造部材とかというのも整備せんといかん、そういう対象に建物自体がなりますかね、ありますか、そういうのはやっていない。

◎岡崎公園下水道課長 野球場のバックネットの裏、それから1塁側、3塁側のスタンドのところにつきましては、いわゆる客席を設けるために後ろが建築物のような形になっておりまして、その部分につきましては、いわゆる筋交いを入れる等などの耐震補強が必要となってきます。

◎米田委員 それで2カ年ということで、野球場やから利用者等にうんと周知もせんといかんで、そこら辺は関係者との協議を、やれん期間が大分あると思うんですけど、丸々やれんのですかね、ちょっとようわからんけれど。

◎岡崎公園下水道課長 野球場につきましては毎年いろんな大会が入っておりますので、利用者との調整につきましては、現在スポーツ課と一緒に利用団体等と調整をしているところでございます。

◎米田委員 それと、春野運動公園の中で耐震補強せないかんとところ、僕はほかにもあると思うんですが、例えばプールとかですね、そこら辺はどんなふうに関後されていくのか。

◎岡崎公園下水道課長 春野総合運動公園の中で、昭和55年以前の建築物となっているのがこの野球場だけでございます。あとの分についてはそれ以降の建築物ということで、耐震性能はあると。ただ、プールについてはつり天井の対策をしなければいけないということで、それについては計画をしてございます。

◎米田委員 いつから、どんな計画になっていきますか。プールは。

◎岡崎公園下水道課長 プールについては来年度、この予算に。

◎米田委員 どこですかね。

◎岡崎公園下水道課長 都市公園事業費になります。

◎米田委員 何ページ。

◎岡崎公園下水道課長 540ページの説明欄の3にございます都市公園事業費、この中に含まれてございます。

◎米田委員 金額は。

◎岡崎公園下水道課長 金額につきましては1億920万円です。

◎米田委員 このプールも時々行ったりもするんですけど、確かに耐震については機能あるかもしれんけれど、新しくリニューアル含めて、私はもっと利用者を含めて声も聞いて、せつかくのあれですから対応していったらいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺、その利用者の方を含めての声をどんなふうにしていくかという、そういう協議はされたんですか、競技団体含めて。

◎岡崎公園下水道課長 利用者の声などにつきましては、指定管理者のほうからふだんから要望等、いろんな意見を聞いているところでもございまして、その辺につきましては指定管理者と協議をして、改修すべき部分があるかとか、要望がある部分があるかというのを踏まえて整備、あるいは修繕等を図っていきたいと思っています。

◎米田委員 新聞に出たような、ソフトボール場とあと南側のテニスコートのああいう利用者との行き違いとかいろんな意見なんかも出たりするんで、大事な工事やる分に当たって、やっぱりできるだけ十分に周辺の人とか利用者とはぜひ協議もして、そして工事にかか

るというふうにしないと、ぼっかり新聞の投書見てみんなびっくりして、漸次課長が回答するという、そういうことじゃなくて、その工事に持っていく間にやっぱりよりよいものにしていかないといかんと思うんで、みんなあれやとね、ことしシルバーの何かテニス大会があるということで、観客席を何かよくしてくれるとみんな思いよったそうです。それがあの休憩スペースの木が切られたりとかということで驚いていました。たくさんの方がね、あの彼だけではなくて。ぜひよく協議をしていただきたいと思います。

◎岡崎公園下水道課長 工事を行うに当たっては、そういうふうな工事の目的等を利用者の方にもおわかりいただけるように周知をして、今後進めていきたいと思います。

◎米田委員 それと、839ページですかね、1者しか応募がなくて不調ということで、これは金額の面での不調やったんですか。不調という場合に、原因は何ですかね。

◎岡崎公園下水道課長 入札を行いました、応札者が県の予定価格を上回っていたということです。

◎米田委員 今、その指定管理でやられゆう方、事業者ですよ。そこが、そういうことがあり得るのかということ。結局、随契で協議に入っていったわけよね、結局費用そのものが予定価格よりもふえていくという、実際、結果としてですよ、そういうふうになってはないですか。

◎岡崎公園下水道課長 今回、予定価格を若干上回っておりまして、そちらの業者と見積もり合わせという形でやりまして、最終的に予定価格を下回る額となりましたので、それで契約をしています。

◎米田委員 最初一般競争入札でやったと思いますけれど、でも、1者というのは結局あれですか。指定管理されているところが実際おるんで、ほかの人もまあ参加してもという思いというか、いわゆる競争性が働いていませんよね。1者しか参加なくて不調になり、そしてあと見積もり合わせでやるということにした。そこら辺、どう考えたらいいかということ、やっぱり公正な競争なり何なりをできるようにせんといかんじゃないらうかね。今後、どんなふうに対応されていくのか。

◎岡崎公園下水道課長 この入札に当たりましては、業者の入札参加要件として過去の経験年数とかを、今までは2年以上のそういう経験がないといけないのを、1年でいいという形でその辺の緩和も行いましたが、結果としては1者しか来ていただけませんでした。

◎米田委員 専門的でないんでよくわかりませんが、そうやって県のほうも、経験年数も緩和というか、できるだけ競争にしようということで努力されたんやけれど、結果として参加できていないということで、しかし、何か手だてを打たないと、結局同じ業者がずっとやることになりますよね。だから、そこら辺もう少し競争性を発揮するために、何かこう方法ないですかね。

◎岡崎公園下水道課長 水質の基準については、もう緩和するというわけにはいかないと

思いますので、この件でどういうことができるか、次回の入札のときには、その辺また考えていきたいなと考えております。

◎米田委員 あそこはあれよね、以前全面的な包括委託したところの事業所よね。

◎岡崎公園下水道課長 はい、そうです。

◎米田委員 県独自でも考えにゃいかんけれど、やっぱりちょっと全国的なそういう状況も見て、できるだけ可能な対応をまたぜひ検討していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎浜田（英）委員 質問するのが恥ずかしいような質問、やぼな質問かもわかりませんが、浦戸湾の浄化センターというのは、BCP計画はできているんですか。

◎岡崎公園下水道課長 高須の浄化センターについては作成しております。あと、浦戸湾といいますと、高知市も浄化センター持っておりますが、高知市もつくっていると伺っております。

◎浜田（英）委員 できているわけですね。

◎岡崎公園下水道課長 はい。

◎浜田（英）委員 じゃ、結構です。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で公園下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎依光委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎阿部参事兼住宅課長 それでは、住宅課の平成30年度当初予算について説明をいたします。

資料②の議案説明書（当初予算）の544ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、県営住宅使用料、宅地建物取引業などに関する手数料、国庫補助金など、545ページに移っていただきまして、左下にありますとおり15億513万5,000円を計上しております。

次に、546ページの歳出をお願いいたします。

1目の住宅費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明いたします。

2の宅地建物取引業指導監督費は、宅建業者の指導や免許更新などに要する経費でございます。

547ページをお願いいたします。

3の住宅諸費は、住宅政策に係る基礎資料となる各種調査等、良質な住宅の普及啓発や支援に要する経費でございます。

4の持家住宅建設促進事業費は、持ち家取得及び定住化の促進を図るための利子補給を

行う経費でございます。

548ページをお願いいたします。

5の住宅新築資金等貸付助成事業費は、以前に貸し付けました資金に係る市町村の償還事務への補助に必要な経費でございます。

6の住宅耐震対策事業費は、南海トラフ地震に備え既存住宅の耐震性の向上等を図るための事業であり、住宅の耐震化や空き家対策等に係る補助と、住宅所有者や事業者の方々への啓発等を行うための経費でございます。

このうち住宅耐震化促進事業費補助金につきましては、参考資料により説明をいたしますので、住宅課のインデックスがついております資料をお開きください。

この補助金は、昭和56年5月31日以前に建設されました住宅等を対象に、市町村が耐震化の促進に寄与する事業を行う場合に、その費用の一部を補助するものです。

住宅の耐震化は、さまざまな地震対策の入り口に位置づけられる最重要施策であることから、第3期南海トラフ地震対策行動計画の一丁目一番地に位置づけ、需要の掘り起こしと供給能力の強化の観点から取り組みを強化してまいりました。

その結果、資料の左側にありますとおり需要の掘り起こしについては、上乘せ補助や代理受領制度の導入が進むとともに戸別訪問によって、これらの支援策の周知が進んでまいりました。また、供給能力の強化につきましても、登録事業者数は順調にふえており、耐震診断を省略して設計から実施する仕組みの導入も進んでおります。

これらの取り組みの効果に加えまして、平成28年4月に発生しました熊本地震の影響が継続しておりますことから、資料の右側にありますとおり1月末までの補助の申込件数は、耐震設計につきましては昨年度同期の1.4倍の1,929件、耐震改修は同じく1.5倍の1,680件と、設計と改修においては過去最高であった昨年度実績を大きく上回るペースで申し込みを受け付けております。このため30年度予算では、第3期南海トラフ地震対策行動計画の目標達成に向けて十分な額を計上いたしております。

なお、住宅の耐震対策については、来年度から国の新しい補助メニューが創設されることから、県としては、これに対応した住宅耐震化総合支援事業をメニューに追加いたしますとともに、市町村の新制度への移行を支援するなど、遅くとも来年度中に全市町村で新メニューを活用可能となりますよう、また現行並みの手厚い支援が継続できますよう取り組んでまいります。

また、昨日防災砂防課から説明がありましたとおり、30年度からはレッドゾーンの調査が進捗をし、区域指定も進んでいくことが見込まれますことから、土砂災害対策に係る支援事業も創設いたします。具体的には、レッドゾーンの区域内から区域外への移転に対する補助と、レッドゾーンの区域内において土砂災害に対して安全な構造とする改修に対する補助の2つの補助メニューを追加いたします。

さらに、資料右側の一番下でございますが、ブロック塀の耐震対策、老朽住宅等除却、空き家活用促進の各事業について市町村からの要望等を踏まえ、補助対象の拡大などの制度拡充を行います。

これらを合わせまして住宅耐震化促進事業費補助金全体で、対前年比1.01倍の7億629万8,000円を計上いたしております。

資料番号②の議案説明書（当初予算）の548ページにお戻りください。

7の県営住宅管理費は、県営住宅の管理に要する費用であり、管理等委託料の主なものは、県営住宅の入居募集、維持修繕などの業務を管理代行として高知県住宅供給公社へ委託する経費でございます。

なお、滞納家賃の回収につきましては、法的措置や外部専門職の活用とあわせて、入居者の事情に応じて適切かつ丁寧に対応するなど、来年度も引き続き適正な債権の管理に努めてまいります。

549ページに移っていただきまして、8の県営住宅建替事業推進費は、宇治団地の全面的改善事業の第3工区及び第4工区の工事に伴い、戻り入居や仮移転する入居者に対する移転補償費と仮住居の借り上げ費用の補助に要する費用でございます。

9の住戸改善推進事業費は、宇治団地第3、第4工区におけます全面的改善や、蒲原団地などにおけます共用部分改善のための工事費等でございます。

なお、宇治団地の全面的改善におけます第4工区全体の工事費等は9億4,504万1,000円で、30年度、31年度の2カ年にわたって実施いたしますので、551ページにありますとおり、31年度分の6億6,152万8,000円の債務負担行為をあわせてお願いいたします。

549ページに戻っていただきまして、10の市町村事業等指導監督事務費は、市町村に対する指導や監督を行うための事務費でございます。

11の建築物耐震対策緊急促進事業費は、平成25年11月に施行されました改正耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられる建築物の耐震化に要する費用の一部を補助するための経費で、大規模な建築物、防災拠点となる建築物及び緊急輸送道路等の沿道にある一定以上の高さの建築物が対象となります。このうち、防災拠点となる建築物2棟が耐震設計に、1棟が耐震改修に着手する予定であり、これらに対する補助に要する経費を計上しております。また、緊急輸送道路等の沿道建築物につきましては、28年度早期に県としての道路指定を終え、今後耐震化に向けた動きが本格化しますことから、50件分の耐震診断、34件分の耐震設計、3件分の耐震改修を見込み、これらに対する補助に必要な経費を計上しております。

以上、住宅費として対前年比1.04倍の25億1,759万7,000円を計上いたしております。

引き続きまして、平成29年度2月補正予算について説明をいたします。

資料番号④の議案説明書（補正予算）の290ページをお願いいたします。

まず、歳入予算の補正についてですが、財源の見直しを行いますもので、下にありま
すとおり合計3,500万円の減額をお願いするものでございます。

次に、291ページの歳出をお願いいたします。

右側の説明欄にあります1の地方団体関係団体職員共済組合負担金は、高知県住宅供給
公社職員の共済費でございます。

以上、住宅費として228万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の追加について説明をいたします。

292ページをお願いいたします。

1目の住宅費のうち住宅諸費は、木造戸建て住宅CLT活用基礎調査資料作成業務を委
託するに当たり、専門的かつ類似事例がない業務であったことから、業務実施計画につ
いて受託者である高知工科大学と綿密な協議が必要となり、その調整に日時を要したこ
となどによりまして委託費等を繰り越すものでございます。

住宅耐震対策事業費及び建築物耐震対策緊急促進事業費は、市町村が実施いたします補
助事業の遅延に伴い県の補助金を繰り越すものでございます。

住宅課の説明は以上でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 544ページの歳入に絡んで、県営住宅の使用料の納付状況について、ちょ
っと御説明をいただけますか。これ予算を見てもみますと、前年度より346万1,000円ふえて
いるような予算の組み方になっているんですが、この辺も絡めた説明をお願いします。

◎阿部参事兼住宅課長 県営住宅の使用料につきましては、現年分の使用料が、544ペ
ージの土木使用料の(8)県営住宅使用料に計上いたしておりまして、いわゆる滞納分とい
いますか。過年度の収入につきましては、次の545ページの14諸収入の3過年度収入のと
ころに計上いたしております。現年度の使用料につきましては544ページに計上いた
しておりますが、昨年度に債権管理条例も施行されまして、非常に我々としても徴収事務
を強化しているということもありまして、納付率が若干上昇してきているということかな
と考えております。

◎橋本委員 その管理条例そのものもできて、それに向き合えるような状況が整ったとい
うことで、ある一定の納付状況も上がってくるんだらうというふうに見込んでいると。で
も、管理条例ができたとしても、具体的なそれに対する向き合い方というのがやっぱりあ
ると思いますから、それはどういうことを考えていますか。

◎阿部参事兼住宅課長 住宅使用料につきましては、入居者に対しましては居どころがは
っきりしておりますものですから、まずは、とにかく行って丁寧に話をすることがあ
るのかなと思ひまして、従来から公社の嘱託職員などをお願いしまして臨戸の訪問を続け
ておるところでございますが、それに加えて、委員から1年か2年前の御意見もあり

まして、呼び出し面談を29年1月から始めております。これは滞納三月、四月の方をターゲットにして呼び出しをして、こちらの会議室に来ていただいてお話を伺うという取り組みを始めました。これが、結構効果がありまして、実際に来ていただいて、茶封筒を持ってきてくださる方もいれば、支払いますんでということで実際来ないんですけども、実際に納付があるという方も出てきております。

やはりこういった初動期の対応が非常に重要だということを改めて認識しておりまして、我々も、今後もこういった丁寧な対応をしてまいりたいと思っています。生活に困窮している方が入居する住宅でございますので、取りに行く一辺倒ではなかなかうまくいかん面もあると思いますので、できるだけ丁寧な対応を続けてまいります。

◎橋本委員 まさにおっしゃるとおりで、初動というか現年に対してきちっと向き合うというのは、まず一番、私は大事なことなんだろうというふうに思います。そのためには、やっぱりきちっと債務者と顔が見えるようなやりとりをやるというのが一番大事なことだというふうに思いますし、ただ、過年のたまりたまった悪質な事例というのはどうなのかわかりませんが、それに対する仕掛けもやっぱりしていけないかなだろうというふうに思っていて、支払督促なんかの仕組みを使うというのはどうなんでしょうね。

◎阿部参事兼住宅課長 私も着任して以降、支払督促に一回ちょっとチャレンジをしたんですが、結果的に今異議申立のような形になってしまいまして、通常訴訟に移行してしまったということがございました。

やはり取り立てに要する費用が比較的軽微で済みますので、あと債権管理条例でも積極的に活用すべしという規定も入りましたもので、我々も今後活用を模索したいと思っておりますが、この異議申立も債務者のほうからすると、そんなつもりはなかったのが結果的にそうとられてしまったようなところがありまして、そこら辺は実際にその交渉の中で、債務者のほうのためにもなるようなうまい交渉の仕方と申しますか、そういったノウハウが一定あるのかなと思いますので、そこは全庁的な取り組みの中のノウハウもぜひ参考にさせていただきながら、また検討してまいりたいと思います。

◎橋本委員 払うべきものはしっかり払う。公共のものでありますから、いただくものはしっかりいただくというのが基本だろうと思います。それに対しては、向き合う姿勢というのと、またテクニックというのがやっぱりあると思いますから、そこはしっかりスキルを蓄積していただいて、それに向き合えるようによろしくお願いをしたいと思います。

◎依光委員長 住宅耐震化促進事業費補助金、国の制度が変わるということでどうなるのかなと心配しておったんですが、国の支援策が変更になったことで何か変化したことってあるのか、むしろ何か積極的になった印象もあるんですが、その辺いかがでしょうか。

◎阿部参事兼住宅課長 国の制度の拡充につきまして、たしかこの6月議会で御報告しましたとおり、このまま行きますと非常に手厚い支援ができなくなってしまうということも

ありまして、知事を筆頭に政策提言を重ねてまいった結果、何とか一定の拡充がされる方向になりましたということになります。

ただ一方で、従来は、設計と改修込み込みで113万円までは少なくとも補助ができておりまして、市町村によってはさらに上乘せという状況でございましたが、今般の国交省の制度は定額の100万円ということでございます。若干、従来の支援からすると国費が入らなくなるということもございますので、現在、市町村と協議を進めておりまして、なるべくエンドユーザーの皆様には負担がふえないように、残りの地方負担を県と市町村で何とか負担しましょうということで協議させてもらっております。全ての市町村回りしましたけれども、おおむね御理解はいただけておるのかなというふうに思っております、あとは具体の移行のタイミングを、今後もしっかりと調整をしてみたいというふうに思っております。

◎依光委員長 細かい話ですけれども、空き家活用促進事業、ちょっと思い入れがあるもので、国の補助も半分くらいあったと思うんですが、その辺は変更あったんでしょうか。

◎阿部参事兼住宅課長 空き家に関する国の補助制度は、今般は、特に拡充等はございませんでした。もともと平成28年度に総合補助金が創設をされましたので、しばらくはその運用状況を国としても見ている状況かなというふうに思います。

県としましては、その国の総合補助金を最大限活用しまして、今取り組んでおるところでございます。

◎依光委員長 本当に積極的な取り組みで、移住施策で1,000組といっているところで中山間にも、例えば栲原町が住宅を拡充して、野球部が強くなって甲子園行きそうになるとか、何か本当に中山間のまちづくりにも貢献していると。

それともう一つ、住宅の耐震改修というのは地元の大工さんに仕事がふえるということで、うちの町とかも本当に大工さんが忙しくって、それと、これから林業のほうでも木の需要というので、営材というのが出てくると思うんですけれど、やっぱりそういうところでも、県内の木の需要をつくるというところでも、非常に有効だと思いますんで、その辺もアピールして、自分はこれ減っていたら応援するつもりでおったんですけれど、ふえているんで、そういう意味で言ったら、本当に頑張っているということなので感謝をしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

以上で住宅課を終わります。

〈建築指導課〉

◎依光委員長 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎益井建築指導課長 それでは、建築指導課の平成30年度当初予算、平成29年度補正予算、条例その他議案について御説明いたします。

最初に、建築指導課の平成30年度当初予算について御説明いたします。

議案説明書②当初予算の552ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、当課の歳入予算額は2,472万円で、前年度と比較し64万6,000円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、建築物確認申請手数料の収入見込み額の減によるものなどです。

次に、歳出について御説明いたします。

553ページと554ページをごらんください。

当課の歳出予算は、9,253万5,000円を計上しており、前年度と比較し163万1,000円の減となっております。減額の主な要因は、建築物定期報告受付等業務委託料の減によるものです。

それでは、2目の建築指導費につきまして、主な内容を説明させていただきます。

右端の説明欄の2の建築指導監督費につきましては、建築士及び建築士事務所の指導監督、被災建築物応急危険度判定士の養成、建築物の安全・安心を図るため建築基準法に基づき行われる建築確認などに係る経費です。

平成30年度の主な事業について御説明いたします。

建築指導監督費の4項目めをごらんください。被災建築物応急危険度判定講習会開催委託料191万9,000円を計上しております。

応急危険度判定士とは、大地震により被災した建築物を調査して余震などによる倒壊の危険性や外壁、窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる2次的災害を防止することを目的として判定活動に携わる者です。講習会を受講することによって資格を得ることができます。

本県では、平成28年度末において874人の判定士を登録しておりました。南海トラフ地震対策行動計画では、平成30年度末に1,000人とすることを当面の目標としておりまして、講習会の開催回数を29年度から3回にふやしたなどの結果、平成30年2月現在で960人の登録となっております。

一番下の行をごらんください。耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金300万円を計上しております。この調査は、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、県や市町村が耐震改修促進計画で緊急輸送道路等の避難路を指定することにより沿道の一定の高さを超える建築物の耐震診断が義務化されることとなりましたので、その避難路の指定をする道路について、沿道建築物の実態を調査するものです。

県は、平成26年度、27年度の2カ年で、市町村の区域を越える広域の緊急輸送道路等の避難路の調査を行って、調査を終えたものから順次指定の是非について検討を行い、28年度までに必要な道路の指定を完了したところです。一方、市町村の区域内の避難路については、市町村による調査や指定を促進するため、市町村が行う調査に要する費用の一部を

補助することとしております。

平成30年度に調査を予定している1市町村分の300万円を計上しておりますが、ほかの市町村が調査に着手したいとの申し出が出てきた場合は、補正予算で対応させていただきたいと考えております。

続きまして、平成29年度2月補正予算について御説明いたします。

議案説明書④補正予算の293ページをお開きください。

歳出についてですが、耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金300万円の減額を計上しております。29年度に調査を予定していた1市町村分を確保しておりましたが、結果として、29年度内に調査に着手する市町村がなかったことから減額の補正をするものです。

次に、条例その他議案についてですが、高知県手数料徴収条例等の改正のうち、高知県建築士法施行条例の一部改正について御説明いたします。

議案説明書⑥条例その他の5ページをごらんください。

この5ページの本文の4行目になります。4行目の最初のほうに、あわせてと、こう書いてありますけれども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、下から2行目まで飛んでいただきまして、建築士法の規定に基づく二級建築士及び木造建築士試験の手数料の額を改正するものです。

次に、58ページの新旧対照表をごらんください。

先ほど申しました政令におきまして、二級建築士または木造建築士試験の実施に係る手数料が1万6,900円から1万7,700円に改正されることを考慮し、これに対応する高知県建築士法施行条例の第7条に規定しております受験手数料、これを先ほどの政令と同様に1万6,900円から1万7,700円に改正するものです。

施行日につきましては、政令の施行日に合わせて平成30年4月1日にしたいと考えております。

最後に、高知県建築基準法施行条例の一部につきまして御説明いたします。

418ページの新旧対照表をごらんください。あわせて、お手元の参考資料、建築指導課のインデックス、赤いインデックスの1ページ、これをお開きいただけますでしょうか。

新旧対照表で見ますと、今回は条例の18条の日影による中高層建築物の高さの制限に係る区域等の指定と、第29条の表の7その他の申請手数料の一部を改正します。このほか、条例では平仮名を漢字表記に改めるものなどがあります。

ここからは、インデックスの参考資料のほうで説明させていただきます。

今回の条例改正は、1. 条例改正概要にあるとおり田園住居地域、この田園住居地域については先ほど都市計画課の説明でございましたけれども、建築基準法の一部改正になり

まして、日影規制の対象とすることができる用途地域に田園住居地域が追加された。これを考慮し、田園住居地域における日影規制を第一種低層住居専用地域同等とするものです。

日影規制というものなんですけれども、2. 建築基準法の改正の1ぼつ目にありますとおり建築基準法第56条の2に基づいて、建物周辺の日照条件の悪化を防止して良好な住居環境を確保するために中高層の建物から生じる日影を規制するもので、条例で対象区域と規制値を、それぞれ法に掲げる範囲内で指定して規制することとなっています。

また、法改正により田園住居地域、この新しい用途地域である田園住居地域が法に掲げる用途地域等に追加されまして、対象区域として指定することができるようになりました。これを受けまして、3. 条例改正の内容・理由の①にあるとおり田園住居地域の全域を対象区域に指定します。理由としましては、現在住居系の用途地域が全部で7地域、具体的には右側の表に列記しております7つの地域になります。これらの用途地域については、良好な住居環境を確保する必要があることを鑑みて、それぞれ全域を対象区域にしているところです。田園住居地域は、住居系の用途地域の一類型として創設されておりました。良好な住居環境と営農環境を確保する必要があることを鑑みて、その全域を対象区域とします。

そして、②のとおり田園住居地域における規制の値ですが、標準的とされる値を指定します。ここで言います規制値とは、1日の8時から16時までで日影となる時間数のことを言いついて、ここでは日影時間数と呼ばせていただきますが、敷地境界線からの距離に応じて区分する範囲ごとに時間数を指定して、その時間以上日影となる部分を生じさせないようにするものでございます。具体的には、右の表のとおり敷地境界線から5メートルを超えて10メートル以内の範囲と10メートルを超える範囲になりますが、この2つの範囲における日影の時間数を、法の中で用意されている3つの選択肢の中から選択指定することになります。現在、既存の住居系7地域におきましては、建築基準法に掲げる日影時間数のうち、我が国の気候風土や住宅地の状況から標準的とされる値を指定しているところであり、田園住居地域についても同様に標準的とされる値を指定します。

その日影規制のイメージを右下の図でちょっと説明させていただきます。田園住居地域の例です。

対象建築物の最も日影が大きくなる冬至の日の8時から16時までで4時間以上日陰となる部分を黒塗りで、2.5時間以上日影となる部分を灰色で示しています。黒塗りの部分が5メートルを超え10メートル以内であるAの範囲、このAの範囲にかかっていませんので、オーケーですけれども、灰色の部分が10メートルを超えたBの範囲にかかっておりますので、これがNGとなりまして、この建物の形状と位置では規制に適合しないこととなります。この場合、適合させるためには灰色の部分がBの範囲に突き出ないようにする必

要がありますので、建物をもう少し南に寄せるか、高さを少し低くするなど形を変える必要があるということになります。

最後に、左下の③その他用途地域等における建築等許可申請手数料の追加について内容を説明いたします。

裏面の2ページの国土交通省が作成した資料になりますが、これをごらんください。

右側の囲みにありますが、田園住居地域における建築規制には大きく用途規制と形態規制があります。その用途規制になりますが、中ほどにあります用途規制の四角囲みに列記されています低層住居専用地域に建築可能なものと、それから農業用施設、この2種類の用途以外の建築物の建築等を原則認めないとするもので、建築基準法第48条に基づく規制になりますけれども、これにはただし書きがありまして、特定行政庁、高知市を除く区域において高知県になります、その特定行政庁の許可を受ければ建築等が可能となります。

表面1ページの左下に戻っていただきまして、今回の改正は、その田園住居地域における当該許可の申請手数料を定めるためのものです。手数料の金額につきましては、ほかの用途地域における用途規制にもそれぞれ同様のただし書きがありまして、いずれも18万円としているところでして、田園住居地域における手数料も同様に18万円にしたいと考えます。

施行日については、法の施行日に合わせて平成30年4月1日にしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 よう理解していないのであれですけど、結局、その田園住居地域というのはどういう手続で指定をしていくのか、高知県で言えば、何カ所か。

◎益井建築指導課長 先ほど都市計画課長が説明しましたけれども、都市計画の中で定める用途地域になります。今まで7つありましたのが、1つふえて8つになりましたと。先ほども都市計画課のほうから説明がありましたけれども、今のところ、都市計画で都市計画区域を持っている市町の中で、この田園住居地域を新たな用途地域として指定するという動きはないということになっています。で、新たに指定するときには、都市計画法の手続を経て指定するということになります。

◎米田委員 動きがないというのは、それは住民の側からそういう動きをしてということなんですか。行政的にこういうというんではないんですかね。

◎益井建築指導課長 都市計画法の所管になるものですから、ちょっと建築指導課のほうからは。

◎島田都市計画課長 この地域を指定するに当たりましては、市町の都市計画審議会に付

議をしまして、そこで決定をしていただくこととなります。それに当たりまして、県のほうには事前に協議をしていただくことは必要となってきますけれども、基本的には市町さんのほうで決定権限がございます。

現在、先ほど御説明しました高知広域の都市計画区域と、あと四万十市と宿毛市以外には、用途地域の設定はございませんが、設定をしている、先ほど言いました6つの市町におきましては、今現在、そのきめの細かい用途地域を指定しております。さらに、今回の法の改正の動きによって田園居住地域を指定するようなことは、今のところないと市町村からお聞きしておるところでございます。

◎米田委員 これはどっか、エリア的に何か特徴があつて、大都会とかそういうところ向けに環境もあわせて保全しようよという現況を利用して、そういう住みよいエリアをつくるということなんですかね。地方にとって余りメリットないんですかね。

◎島田都市計画課長 基本的には、大都市を意識したような法律とも思えるんですが、地方都市でも制定することは可能です。

先ほど御説明しましたとおり、今まで、高知広域の場合ですと昭和45年から線引き制度が定まり、用途地域がずっと存続しておったわけなんですけれども、それまでは市街化区域は、基本的に市街化を計画的に促進していこうということでして、市街化区域内の農地については、宅地化を前提としたような取り組みを進めてきておりました。ところが、先ほど御説明しましたとおり、やっぱりいろんな市街地の中であつても農地の必要性と申しますか、農地も含めた市街地のあるべき姿というふうな見直しの動きがございます。今後、高知の場合でしたら市街化区域内の農地をそのまま活用して、先ほど建築指導課長が説明したとおり、農家レストランをどうこうとかというふうな動きもないことはないと思うんですけれども、この法律が改正されて、市町村の動きを見ながら、県としても必要に応じて技術的な支援を行っていきたいと思っております。

◎米田委員 各市町村の首長さん、担当らを含めてそういうこと、動きは周知徹底されちゃうわけですよ。

◎島田都市計画課長 そうです。今のところの用途地域の状況で、特に不都合がないという状況です。

◎浜田（英）委員 九州の佐賀県に松尾建設というところがありまして、そこがCLTを7プライですが、21センチのすごい厚いCLTを使った。あれ、課長、5階建てですか、6階建てですか、住宅課長と一緒に行っていましたが、非常にすばらしい建物で、それがもうそろそろ完成するということで竣工の御案内も来ておるんですが、高知県のCLTは非常にかたいということで、材質的にCLTそのものが非常に有望視されておるんです。

もう情報は入っているかと思えますけれども、住友林業が今度すごいビルを建てます

ね。住友林業は350周年を記念して東京駅の近くに350メートルの木造のビルを建てる計画なんです。約70階、東京タワーより高いんです。333メートル抜きますから、ぜひそれへ高知県のかたいCLTを使ってもらわないかんとお思いますので、どんな企画でとかいろいろアンテナを張って、物すごい莫大な木材が必要になりますので、全て木造でつくるといいますから、これに向けてやっぱり高知県も早く手ぐすねを引いて、いろんな関係を引っ張って高知県の木材売っていかないかんとお思いますので、一つ情報のアンテナを張っていただきたいとお思います。

◎依光委員長 被災建築物応急危険度判定、これ受けられている方多いかと思うんですけど、それで、これヘリテージマネジャーの関係やったかとお思いますけれど、要は熊本とかでやって、全壊なのか半壊なのかというのを判定するようなことやと思うんですけど、建築士だけじゃなくていろんな方が受けられているんでしょうか。その辺いかがでしょうか。

◎益井建築指導課長 建物の判定は幾つか種類がありまして、被災建築物応急危険度判定というのは、まず地震が起こりまして、次の余震が来たときに、引き続きその建物の中にいていかどうかという一番応急的に行うもの。先ほど言われましたヘリテージマネジャーというのは、またそれとは別でして主に文化財、文化財というのは基本的に建築基準の外にあります。建築基準が及ばないところにおきまして、そういう文化財についても、地震が落ちついてきてから、復旧するのかどうかというのを判断しなければいけない。復旧するとしたら、どういう復旧のやり方があるのかということをお判断しなければならぬということで、教育委員会とそれから高知県建築士会、ここが一緒になって、そのマネジャーを養成しているというふうにお聞いております。

それから、半壊、全壊というのはまた別になりまして、一般の家屋などが罹災証明を受けるときに、半壊であったり全壊であったり、その壊れぐあいの要は程度によって、その後の支援の程度が変わるといふことになります。

この応急危険度判定士は、原則建築士でないといけません。少し昨年度要件を緩和しまして、建築行政に一定年数以上かかわっている人も、そういう判断ができるだろうということで要件を緩和しておりますが、原則建築士が主です。全壊とか半壊とかという罹災証明にかかわるものは、主に税務部局が中心となってやっております、必ずしも建築士でなくても構わないというふうにお承知しております。ただ、建築士が応援に行くということは十分あり得まして、実際に鳥取で地震が起こったときに、建築技術屋さんにも要請がかかりまして、県の建築技術者が応援に行っています。ただ、建築技術者だけが判定しているというわけではないというふうにお承知しています。

◎依光委員長 ちょっと自分も制度がよくわかっていなくて、非常に重要で、もし地震があったときに住めるか住めんかという判定するということであると、本当に仮設住宅とか

そういうところ、要するに住むところがなくなった方がどこに行くかみたいな話も含めて非常に重要やと思いますんで、受講者も多いということで、また積極的にやっていただきたいと思います。

◎**金岡委員** この田園住居地域ですが、2ページのこの欄にあるんですが、開発規制のところですか。要するに、市町村の許可制とするとあるんですが、市町村が許可をしたら、農地の造成とか建築物の建築が可能になるということですか。

◎**島田都市計画課長** 都市計画課です。開発する場合には、関係法令がいろいろございます。田園住居地域の指定に関してはこの資料に書かれてあるとおり、市町村長の許可となっておりますけれども、当然、農地を転用する場合は農地法の許可が必要となってきますし、また一定規模の造成工事をする場合は都市計画法の開発許可も必要となってきます。そういったいろんな他法令を遵守しながら開発を行っていくということになるかと思えます。

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

以上で建築指導課を終わります。

ここで昼食のため、暫時の間休憩といたします。再開時刻は午後1時10分といたします。

(昼食のため休憩 12時2分～13時10分)

◎**依光委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎**岡崎公園下水道課長** 公園下水道課長の岡崎です。

先ほど公園下水道課の質疑で、御質問のありました春野総合運動公園の野球場の耐震改修工事の費用について訂正を申し上げます。

質疑の中で回答しました「3億1,500万円」は平成31年度の債務負担行為額であり、御質問にありました全体事業費は、平成30年度の現年事業費の2億1,000万円を合わせた「5億2,500万円」です。どうも申しわけございませんでした。

◎**依光委員長** 米田委員、構わんですか。

◎**米田委員** 了解です。

〈建築課〉

◎**依光委員長** それでは、次に建築課の説明を求めます。

◎**西本建築課長** それでは、建築課の平成30年度当初予算の説明をいたします。

資料②の議案説明書（当初予算）の555ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

諸収入のうち、県立病院等設計監督受託事業収入は、公営企業局が所管する施設に關す

る修繕工事の管理に伴う事務費の収入でございます。

建築課収入は、非常勤職員、臨時職員の労働保険料に係る収入でございます。

以上、平成30年度一般会計歳入予算の合計は16万8,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

次の556ページをお開きください。

建築費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明いたします。

説明欄の2 県有施設管理費のうち維持修繕費は、出先機関の庁舎など県有施設の維持修繕に要する経費でございます。

自家用電気工作物保安管理委託料は、県有施設の高圧受電設備などの自家用電気工作物の保安管理業務を委託する経費でございます。

設計等委託料は、先ほど説明いたしました維持修繕費を執行するために行う設計監理を委託する経費でございます。

次の3の建築諸費のうち一級建築士免許取得負担金は、業務上必要となる一級建築士免許の取得を促進するため、一級建築士試験に合格した職員の登録免許税などを県が負担する経費でございます。このことにより、一級建築士の資格取得を通じて若手技術職員の技術力向上を図ってまいります。

4の営繕諸費のうち営繕積算システム等作成委託料は、建築工事では設計単価や設計内訳書の作成を電算化しており、このシステムの保守管理や市場単価調査を委託する経費でございます。

以上、建築費として3億931万7,000円を計上しております。

引き続き、平成29年度2月補正予算について御説明いたします。

資料④補正予算の294ページをお願いいたします。

歳出のうち建築費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って御説明いたします。

1の県有施設管理費の設計等委託料は、計画修繕工事の中止や入札残などの発生に伴い、減額するものです。

以上、建築費として528万7,000円の減額をお願いするものです。

以上で建築課の説明を終わらせていただきます。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 一級建築士免許取得負担金、成果はどうですか。

◎西本建築課長 この制度を始めてから、職員の受験に対する意欲が高まっているというふうに感じております。今年度は、残念ながら合格者はゼロでしたけれども、昨年度は2名合格してまして、ずっと毎年1名ないし2名が合格しているという状況でございます。

◎池脇委員 そこで、課としての先の人材確保の見通しはつきそうですか。

◎西本建築課長 若手職員、意欲の高い職員もおりますので、このまま順調に進んでいけば、将来見通しは立っていくんじゃないのかというふうに考えております。

◎池脇委員 結構なことです。ぜひこれからも若い人を育ててやってください。

◎浜田（英）委員 これ林業にも関係あることですが、大断面集成材をつくれる工場がやっと高知にもできたかなと思って、医大の近くの正和木材さんが、昔、ハマシウセイのメンバーが再構築してやるということで鳴り物入りであれをやったんですが、建築申請で大断面集成材の使用はどうなんでしょう。最近、需要として上がっているんでしょうか。ないように思うんですけども。

◎西本建築課長 建築課のほうでは、その申請を受け付けてはおりませんが。

◎浜田（英）委員 そしたらそれは、どこの部門がわかるの。

◎西本建築課長 それは建築指導課のほうになるかと。

◎浜田（英）委員 建築指導課のほう。

◎西本建築課長 ただ、県の大断面集成材につきましては若干コストが高いということもありますので、できるだけ流通材を用いた形で、工夫して木造に反映するよというこを建築課としては取り組んでおります。

◎浜田（英）委員 非住宅の部門でね、これから景気も上向いていきゆうんで、例えばコンビニの大手が、あれを最初からのこういう規格だということで、あれを取り入れてくれたら一番いいんでしょうけれども、スパンの比較的長い店舗の設計なんかには用いられればもっといいんですけども、高知県の設計業者の協会が2つぐらいありますかね、そこが、できるだけ大断面集成材も使うてもらうよという働きかけも一定必要やないかなと思うんですけども、せっかくできたんはええけれども余り需要がないんで、工場が余り活動が活発じゃないというのも残念なように思いますので、ぜひそこら辺もまた皆さんに指導いただけるようによろしくお願いいたします。

◎西本建築課長 建築課におきましても、公共工事の県有施設の発注の中で、さまざまなことで木造化の取り組みというのはやっていかなければならないと感じておまして、大断面集成材も、そのうちの一つのメニューとして適材適所で使っていくということに取り組んでまいります。

◎依光委員長 私から1点。池脇委員から人材育成の話がありましたけれど、市町村職員さんで建築の方が少なくなっていて、建物を建てたりしたときに設計変更であるとか、いろいろとちょっと後から問題が起こることもあって、それに対して今県としても情報交換とかされているということですが、その辺、最近の状況などを教えていただければと思います。

◎西本建築課長 市町村の支援につきましては、おっしゃるとおり技術職員が少ないという実態がございますので、必要に応じて支援ということに取り組んでいかなければなら

いという課題は、意識は持っております。

今年度、7月に初めて市町村の営繕業務の担当者会というのを開催いたしまして、市町村の建築工事の発注とかに携わる職員の方々に集まっていただきまして、情報交換であったりとか、国交省の整備局の方も講師に招きまして、いろんな情報提供を行ったところでございます。その際に、市町村からの営繕工事に関する相談窓口ということで建築課の紹介もしましたところ、昨年度は10の市町村から15件ほどの問い合わせとか支援の申し込みがございました。また、それは建築課だけでなく建設技術公社のほうにも建築職員がおりますので、そちらのほうもあわせて、それぞれ役割分担をしながら市町村の支援をやっていかなければならないというふうには考えております。

◎**依光委員長** 技術公社の皆さんとも連携して、やっぱり人口が減っている中で、建物のメンテナンスとか、また、建てかえをするときにはやっぱりいいものをつくってしまい過ぎて、後から困るというようなこともあると思いますので、地味ではありますが非常に大事なところやと思いますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

以上で質疑を終わります。

以上で建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎**依光委員長** 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎**横島港湾振興課長** 港湾振興課長の横島でございます。

まず、港湾振興課の平成30年度当初予算について御説明いたします。

議案及び議案説明書のファイルに閉じておりますインデックス②議案説明書（当初予算）の558ページをお願いします。

歳入予算でございますが、当課の歳入は国庫支出金と諸収入で、歳入の合計は前年度より21万7,000円減の1億1,020万4,000円となっております。内訳といたしまして、国庫支出金は、客船受入等業務委託料に地方創生推進交付金を充てたもので、諸収入は、客船受入等業務委託料に係る高知市からの負担金と臨時職員の雇用保険料の本人負担分でございます。

559ページをお願いします。

歳出予算について、右端の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

まず、2ポートセールス推進事業費について申し上げます。

2つ目の企業信用調査等委託料は、訪問先の企業を選定するための調査や信用調査などを行うための経費でございます。

次の客船受入等業務委託料は、高知新港へのクルーズ客船寄港時における岸壁での歓迎イベントや市街地向けのシャトルバスの運行等クルーズ客船受け入れに要する経費などでございます。岸壁での歓迎イベント等に係る委託料につきましては、昨年の12月議会で債

務負担行為をお認めいただき、既に委託先を決定し、4月10日に寄港する外国客船の受け入れ準備を進めているところです。

なお、来年度高知新港へは、現時点で仮予約を含めまして外国船49回、日本船6回の計55回の寄港が予定されております。

次の県産品輸送実証事業委託料、以下4つの委託料と、次のページにございます高知新港コンテナ利用促進事業費補助金は、第2期高知新港振興プランに基づき新たに実施、または見直しをして実施する事業でございますので、資料により説明をさせていただきます。

土木部参考資料の港湾振興課のインデックスがついたページをお願いいたします。

まず、左上のコンテナ貨物の現状・課題ですが、高知新港のコンテナ貨物取扱量は、釜山航路の中国延伸や補助金の効果等により、平成29年は4年連続で過去最高を更新するなど増加傾向にあります。一方、県内コンテナ貨物の三、四割程度は高知から陸送により阪神港など県外の港を利用しているといった実態、課題があります。

第2期高知新港振興プランでは、県外の港を利用している県内荷主の要因分析を踏まえまして、基本目標として県内貨物の集貨と新たな貨物の創出、いわゆる創貨により貨物量を確保し、外航航路の誘致につなげることを掲げ、取り組むこととしております。

平成30年度予算のところですが、下半分になります。

これまでのコンテナ利用の促進のための補助制度を見直しまして、まず左半分の集貨の部分については、県内貨物の高知新港の利用促進によるベースカーゴの確保を目的として、1の他港利用が多い東南アジア方面の貨物の集貨に向けた国際フィーダー利用に対する補助や、2の大口荷主の貨物の集貨に向けた補助など集貨対象貨物を絞った制度としております。

右上の円グラフは、地域別に輸出輸入の他港を利用しているコンテナ貨物量をあらわしたのですが、参考までに国際フィーダーの補助のターゲットとなる貨物を青色の網かけで、大口荷主への補助のターゲットとなる貨物を赤白のしま模様の網かけで示しております。また、他港利用の要因の一つである商社が物流ルートを決めている間接貿易の対応としまして、4の県内荷主実態調査委託料により荷主の取引先や取引量など企業情報を収集・整理し、商社等へのポートセールスを強化してまいります。

その隣の列に移っていただきまして、航路誘致に向けた取り組みとしまして、現在行っているガントリークレーンの使用料減免に加えまして、5の入港時に必要な経費に対する補助制度を設けることとしております。

次に、右半分の創貨の部分については、海上輸送による農林水産物の輸出拡大に向け、6のリーファーコンテナ、これは冷凍冷蔵等温度管理が可能なコンテナのことですが、この利用による輸出入や、7の木材等のコンテナ燻蒸に対する補助を設けますとともに、9

の県産品輸送実証事業委託料により高知新港からのコンテナ輸送実験を行い、品質保持の状態や輸送コスト、日数等の把握、また課題を検証し、サービスの改善について検討したいと考えております。

その他としまして、10の全国輸出入コンテナ貨物流動調査委託料は、日本発着の国際海上コンテナの流動を詳細に把握するために5年に一度国土交通省が行っている調査を実施するものです。

また、11のデータ移行委託料は、高知新港のコンテナ貨物取扱量を把握するために毎月港湾運送事業者より提供されるデータを取り込んで利用できるようにするための業務です。これにより、これまで高知新港でのコンテナ利用に対する補助金の交付決定の際に通関業者に紹介していた荷主や貨物の情報が不要となり、経費の削減と迅速化が図れることとなります。

以上のように、第2期振興プランに沿った集貨・創貨策を進めてまいりたいと考えております。

②の議案説明書（当初予算）にお戻りいただきまして、560ページをお願いします。

1番目の海外見本市出展業務負担金は、外国客船の誘致のため、主要な外国クルーズ船社が集い米国で開催される世界最大級の見本市などへの出展参加に係る経費でございます。この見本市でのPRにより、今年度新たな外国客船の寄港につながったという成果も上がっております。

次の宿毛湾港等利用促進事業費補助金は、タグボートが配置されていない宿毛湾やあしずり港の利活用を促進するため、客船の入出港時に使用するタグボートを他の港から回航するための経費の一部を助成するものでございます。

一つ飛ばしまして、宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金は、昨年の6月議会で債務負担行為をお認めいただきました予算の現年化で、同団地に立地する水産物加工業株式会社土佐西南丸の新規雇用に対する補助金でございます。同社は、今月中旬に10名程度の雇用を完了し、下旬から操業開始の予定ということで進んでおります。

事務費は、コンテナ船を運航する企業や代理店、荷主企業への訪問、クルーズ客船の誘致などのポートセールス活動や、高知新港、宿毛湾港への企業誘致活動に要する事務経費でございます。

3の姉妹校交流促進事業費について申し上げます。

高知港は、海外の8つの港と友好提携港の国際ネットワーク、通称INAPとっておりますが、年に1回いずれかの港で会議を開催し、港湾の振興等に関する情報交換を行うなど交流を深めております。昨年のコロンボ会議では、バングラディッシュのチッタゴン港、南アフリカのダーバン港の加入が承認され、現在、両国での手続が進められていますなど活動が拡大してきております。

また、県では、この I N A P 会議にあわせまして県内企業の皆様による経済ミッション団を派遣し、交流のみにとどまらず県内企業の海外取引の拡大や高知新港の利用につながるよう努めております。29年度は工業振興課との連携によりまして、参加企業の方々とともに防災関連製品などの販路拡大に向けて取り組みました。来年度は、インドネシアのタンジュンペラ港で第20回目となる会議を開催する予定です。

1つ目の友好提携港会議出張業務委託料は、I N A P 会議の事前準備及び会議本番時に現地移動等に要する自動車手配業務を委託するものでございます。

次の海外経済活動支援事業委託料は、I N A P 会議開催にあわせて現地で実施するセミナーの開催手配業務等を委託するものでございます。

事務費は、I N A P 会議等に要する旅費や報償費等でございます。

以上、港湾振興課の平成30年度歳出予算は、前年度より4,878万4,000円増額となる合計3億4,153万7,000円を計上しております。この主な増加要因は、クルーズ客船寄港増に伴う客船受入等業務委託料の増加と宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金の債務負担行為の現年化によるものでございます。

続きまして、平成29年度補正予算について御説明いたします。

インデックス④議案説明書（補正予算）の295ページをお開きください。

まず、歳入予算の補正でございますが、3,159万5,000円の減額となっております。これは、本年度の客船の寄港回数が過去最高ではあったものの当初の想定より下回ったことなどにより、客船受入等業務委託料に係る地方創生推進交付金と高知市からの負担金が減となるものです。

296ページをお願いします。

歳出予算の補正につきまして御説明いたします。

減額の主なものとその理由としましては、客船受入等業務委託料は、先ほど申しましたとおり客船の寄港回数が当初の予定を下回ったこと、また交通誘導員数やシャトルバスの台数などの精算により経費が節減できたことなどから減額となっております。

また、姉妹港交流促進事業費では、I N A P 会議での委託料や旅費が当初の見込みを下回ったことにより、不用が見込まれますことから減額しております。

以上、合計2,731万7,000円の減額をお願いするものです。

次に、298ページをお願いします。

繰越明許費につきまして御説明いたします。

ポートセールス推進事業費の宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金を繰り越すものです。先ほど説明いたしましたとおり土佐西南丸社において、操業開始は今月下旬であるものの、設計の見直しにより工事着手が予定よりおくれ、それに伴い工事完成もおくれたために補助金の確定が年度内にできない見込みとなったため、3,880万円の繰り越

しをお願いするものです。

以上で港湾振興課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 コンテナ船の大型化に伴っていよいよガントリークレーンは、武石委員も一生懸命必要性を訴えて、我々もこれでほっとしたなという思いがしますが、債務負担行為で、これ実際稼働できるのは31年のいつぐらいになりそうですか。

◎依岡港湾・海岸課長 工事自体は31年度末までかかりますので、32年度からの予定です。

◎浜田（英）委員 32年度から。今のガントリークレーンもちろん動かすんでしょうけれども、大きいということはわかるんですが、今の荷役能力、クレーンのつり上げ能力とかいろいろ、どれぐらいの能力に差がある。大きさとか能力とか、倍ぐらいと想像しているんでしょうか。

◎依岡港湾・海岸課長 まずアウトリーチで、前のほうは約10メートル程度長くなります。上げる高さですけれども、それが約30メートルか40メートル程度になりますので、大体前に10メートル、高さに10メートル程度は大きくなる予定でございます。

◎浜田（英）委員 大体そんなもんかなと、大体想像の範囲内かなと思いましたがけれども。

それと、一つ気になっているんですが、高知新港の将来の利活用を考えた場合に、この間の新港の20周年の御挨拶でも申し上げましたけれども、これからメタンハイドレートの可能性、あるいはその後方のコンビナートの可能性とかということを考えていくと、今のLNGタンカーが物すごく大きくなっているんですね。四国電力のLNGのコンバインドサイクルの発電所が坂出にありますけれども、そのバースが、水深がもう18メートルあるんですよ。というのは、それぐらいないと今のLNGのタンカーの国際標準も大体16メートルぐらい喫水差があるそうですので、高知新港は今計画14で12メートルの供用ですから、今の標準的なタンカーは、高知新港ではとても受け付けんと。その水深、深さに合ったタンカーの荷役にすればいいんだというたら、そこまでなんですけれども、だんだん大きくなっていますので、将来的なことを考えても、今の耐震バースを利用するかせんか、あるいは将来的にメタンハイドレートの可能性があった場合に、あるいは西港区ということも考えられるけれども、西港区も浅いですよね、これまた深く掘り下げにやいかん。掘ったら掘ったで今度は砂が流れ込んでくる。非常にやりにくいところもありますけれども、昔ヘリコプターりょうまを買うときに、平成7年にあれが8億円ぐらいかかったかな。あのときには、高知県にはそんな大きいヘリコプター要らんのよという議論を総務委員会でもしたんですが、やっぱり大きいことはええことだということで、今のりょうまを買っておいてよかったと。今度、さらにおとめはまたそれより一回り大きいのが来ました

ので、そんなことからいうと、航空機はどんどん、ジャンボもなくなって小さくなっていますけれども、どうもそういうLNGとかあるいは重油のタンカーなんかもどんどん大きくなっていますので、今の耐震バースも計画14で、供用12で大丈夫かなという心配もしていますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

◎依岡港湾・海岸課長 委員おっしゃるとおり高知新港も、港湾計画ができてもう十数年たっておりますので、来年度から今後30年程度を見据えた長期構想を検討してまいりたいと思いますので、委員おっしゃられたのも含めまして、いろんな港湾利用者等の御意見もお聞きしながら約1年半から2年かけて、そういった長期構想を検討したいというふうに考えております。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎依光委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎依岡港湾・海岸課長 港湾・海岸課の依岡でございます。

港湾・海岸課の平成30年度当初予算及び本年度の補正予算について御説明をさせていただきます。

港湾・海岸課の予算は、一般会計と港湾整備事業特別会計がございます。各議案ごとに一般会計と港湾整備事業特別会計の順に御説明をさせていただきます。

資料②議案説明書（当初予算）の561ページをお開きください。

一般会計歳入予算につきまして、主なものを御説明いたします。

7款分担金及び負担金は、港湾と海岸における交付金事業と県単独事業、直轄事業に係る市町村の負担金です。

8款使用料及び手数料は、岸壁などの使用料収入で、9款国庫支出金のうち562ページの10目土木費補助金は、港湾や海岸の整備に係る国庫補助金や交付金です。

563ページをお願いします。

14款諸収入の3目過年度収入は、平成30年度に繰り越しします港湾海岸事業の市町村負担金などで、15款県債は、港湾海岸事業の県負担額に充てる起債を計上しています。

564ページをお願いします。

以上、港湾・海岸課の平成30年度一般会計歳入当初予算の合計は、前年度より12億5,110万9,000円ふえまして64億8,344万1,000円となっております。

増加の主な理由は、事業費の増加による市町村負担金と県債の増加によるものです。

続きまして、歳出予算について説明をいたします。

565ページをお願いします。

2目港湾費のうち、次の566ページの説明欄1行目、港湾施設使用料徴収等委託料は、

岸壁などの使用料の徴収委託に要する経費で、その下の高知新港防波堤標識灯等管理委託料は、防波堤に設置している灯台などの維持管理などに必要な経費を計上しております。

3段下の高知港係留施設等管理運営委託料は、高知港での指定管理に係る経費で、その下の国際港湾施設保安管理等委託料は、外国航路の客船や貨物船の入港に際し、人や車両等の出入りなどを管理するために必要な経費です。

6段下の4港湾美化対策事業費では、水域や緑地等の清掃などを行うとともに、5プレジャーボート対策事業費では、小型船舶の適正な利用に向けた取り組みを推進してまいります。

567ページをお願いいたします。

6港湾調査費では、高知港の港湾計画の改定に向けた資料作成を行うほか、高知港ほか6港で維持管理計画に基づく一般定期点検などを行います。

7港湾単独改良費では、高知新港で客船ターミナルや臨港道路の整備を行うほか、奈半利港では防舷材の整備を行います。

8港湾維持修繕費では、高知港ほか9港で航路や泊地のしゅんせつや岸壁の修繕などを行います。

9港湾整備事業特別会計貸付金は、起債の償還に当たり一般会計から特別会計に貸し付けを行うものです。

3目港湾建設費の説明欄1重要港湾改修費では、高知新港の東第2防波堤の整備を、2地方港湾改修費では、奈半利港や下田港で防波堤の整備などを推進してまいります。

3港湾施設改良費では、久礼港で岸壁の耐震補強工事を行うほか、宿毛湾港ほか3港で岸壁の施設を保全する工事を行うこととしております。

4港湾環境整備事業では、高知新港で高台企業用地の緑地を整備することとしております。

5国直轄港湾事業費負担金は、重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の3港と避難港である室津港で、国が進めます防波堤の延伸や粘り強い化に係る県の負担金です。

568ページをお願いします。

ここからは海岸費となります。農林水産省が所管します耕地海岸と漁港海岸、国土交通省が所管します河川海岸と港湾海岸で地震津波対策や高潮侵食対策を進めてまいります。

最下段、1目海岸費の568ページから571ページにかけては、水門、陸閘などの維持管理や堤防の耐震補強などに係る経費を計上しています。主なものについて説明をさせていただきます。

569ページをお願いします。

説明欄下から2行目、5河川海岸単独改良費は、南国市の十市前浜海岸などで養浜を行うこととしております。

6 港湾海岸管理費は、港湾海岸の水門や陸閘の委託管理や東洋町の甲浦港海岸、香南市の手結港海岸の緑地公園の管理運営委託などを行うこととしております。

570ページをお願いします。

中ほどにあります8 海岸調査費では、高知港海岸で堤防の耐震補強工事を進めるに当たり必要な用地測量や物件調査などを行い、安田町の唐浜海岸などで砂浜の変化を調べる測量を行うこととしています。

次に、10高知港排水施設維持管理費では、浦戸湾内にある堀川、竹島、横浜、十津、江ノ口の5つの排水機場の管理委託や維持管理を行うこととしています。

571ページの12海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費では、津波対策として陸閘をコンクリートや鍵で閉鎖し、その代替として階段やスロープを設置するなどの陸閘の常時閉鎖を進めることとしております。

571ページの中ほどの2目耕地海岸保全費の説明欄1 耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、宿毛市の大深浦海岸や室戸市の津呂海岸で堤防の耐震補強などを行うこととしております。

572ページをお願いします。

3目漁港海岸保全費の説明欄1 漁港海岸高潮対策事業費では、宇佐漁港海岸の宇佐、竜、井尻の3地区で堤防の耐震補強を推進いたします。

5市町村管理漁港海岸保全事業費では、須崎市の野見漁港海岸や安芸市の穴内漁港海岸、高知市の春野漁港海岸で市が実施します高潮対策事業などに関する補助金です。

同じページの下にあります4目河川海岸保全費の説明欄1 河川海岸高潮対策事業費では、宿毛市の新田海岸で堤防の耐震補強工事を、東洋町の野根海岸や香南市の岸本海岸で離岸堤の整備を、2河川海岸侵食対策事業費では、室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備などを行うこととしております。

573ページをお願いいたします。

6国直轄河川海岸事業費負担金は、国が進めます耕地海岸での堤防の耐震補強工事に係る県の負担金です。

同じページの下にあります5目港湾海岸保全費、説明欄1 港湾海岸高潮対策事業費では、引き続き耕地海岸の新田町地区で三重防護の県施工分を進めるとともに、奈半利港海岸の海岸堤防の整備を進めてまいります。また、宿毛湾港海岸では新規工事に着手をいたします。

4国直轄港湾海岸事業費負担金は、三重防護の種崎地区で進めている工事に必要な県の負担金です。

574ページから576ページにかけましては、30年度に災害が発生した場合に対応するための経費を計上しています。

576ページをお願いします。

以上、港湾・海岸課の平成30年度一般会計歳出当初予算の合計は、前年度より9億2,771万5,000円ふえまして74億6,712万円となっております。増加した主な理由といたしましては、高知新港客船ターミナルの整備などがふえたことによります。

続きまして、港湾整備事業特別会計について説明をいたします。

842ページをお願いいたします。

まず、歳入予算の1目使用料は、野積み場などの港湾用地や荷役機械等の使用料収入で、2目財産収入は、上屋などの貸付収入です。

3目諸収入は、港湾用地や荷役機械などを整備した際に借り入れた起債を償還するための一般会計からの借入金などで、4目県債は、ガントリークレーンの整備などに係る起債を計上しています。

843ページをお願いいたします。

歳出予算について説明をいたします。

1目港湾整備事業説明欄1港湾施設維持費には、高知港にある上屋、倉庫などの修繕に要する経費を、2高知新港管理運営費には、特別会計で整備した施設の指定管理に係る経費のほか、高知新港のガントリークレーンやシップローダーなどの点検、修繕に要する経費を計上しています。

844ページをお願いします。

3高知新港整備事業費は、現在、高知新港に配置しているガントリークレーンの老朽化やコンテナ船の大型化に対応するための新たな荷役機械の整備工事に要する経費を計上しています。

なお、ガントリークレーンの整備につきましては、845ページに債務負担行為として提出しています港湾荷役機械整備事業費と合わせて9億5,980万円の経費を計上しております。

参考資料を用いて説明をさせていただきます。

土木部参考資料の港湾・海岸課のインデックスの1ページをお願いいたします。

左上に高知新港コンテナ貨物の現状について記載をしております。

高知新港のコンテナ航路は、平成27年12月に中国へ延伸し、平成28年10月には神戸へのフィーダー航路が開設し、週3便就航しております。そういった状況の中、利便性が向上したことにより年々コンテナ貨物量は増加をしております。平成29年のコンテナ貨物量は1万4,536TEUと、過去最高となっております。

一方で、その下に記載しておりますが、ガントリークレーンの課題といたしまして、韓国航路の船型が大型化したことにより、ガントリークレーンがコンテナ船のデッキ上で届かない場所が生じるなど、船会社や荷役業者に不便をかけています。さらに近年、世界的

にもコンテナ船は大型化しており、韓国航路のさらなる大型化や高知新港振興プランで掲げています東南アジア航路誘致施策に対応するため、ガントリークレーンの大型化を図る必要がございます。また、設置からほぼ20年が経過し老朽化が進んでおり、近年、走行装置や巻き上げ装置の故障などにより、荷役作業に支障を来す事態が発生しております。

こうした課題を解決するため、今年度ガントリークレーンの設計を行っており、来年度はガントリークレーンの製作、据えつけ工事に着手したいと考えております。

右側には、新設予定のガントリークレーンの概要を載せておりますが、岸壁の水深などから入港できる3万トン級のコンテナ船に対応したガントリークレーンを導入する予定です。

その下には、予算の内訳と整備スケジュール予定を記載しておりますが、ガントリークレーンの整備につきましては約16カ月の工期が必要となりますので、来年度は製作の一部に係る経費の3億円を計上し、債務負担行為として残りの6億円、合わせて9億円の経費を計上しております。

また、ガントリークレーンの大型化によりレール基礎の一部改良などが必要となりますので、荷役機械附帯工事等として5,980万円の経費を計上しており、合わせて平成30年度の当初予算はガントリークレーンの整備費として3億5,980万円の経費を計上しております。

戻りまして、844ページの上から3行目、4地方債元利償還金は、埠頭用地や荷役機械の整備に係る起債の償還金でございます。

2目臨海土地造成事業費の説明欄1高知新港臨海土地造成事業費は、企業用地確保のため高知新港の三里1号岸壁背後地の整地を行うものです。

港湾整備事業特別会計の平成30年度当初予算は、歳入歳出とも前年度より2億9,101万5,000円ふえまして8億1,482万7,000円となっております。増加した主な理由は、ガントリークレーンの整備によるものです。

以上で平成30年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、平成29年度一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

資料④議案説明書（補正予算）の299ページをお願いいたします。

299ページから300ページが歳入補正予算で、内容は先ほど説明しました当初予算と同様ですので、説明を省略させていただきます。

300ページの一番下が歳入補正予算額の合計となっており、国の補正対応などにより8億6,482万9,000円の増額をお願いするものです。

301ページをお願いします。

歳出予算につきまして、説明欄で主なものを説明させていただきます。

2目港湾費の説明欄1港湾整備事業特別会計貸付金は、特別会計の収入が当初の見込み

を上回ったことから一般会計からの貸付金を減額するものです。

3 目港湾建設費の説明欄 1 重要港湾改修費、2 地方港湾改修費では、国補正対応により高知港や奈半利港で防波堤の整備を促進することとしております。

3 港湾施設改良費は、国内示差により増額をしております。

5 国直轄港湾事業費負担金は、国内示差額の減額となっております。

302ページの2行目から海岸費となります。302ページの2目耕地海岸保全費から304ページの5目港湾海岸保全費は、公共事業の予算となっております。そのうち、303ページの1行目、1漁港海岸高潮対策事業費は、国補正対応による増額です。そのほかは、主に内示差額による減額、増額をしております。

305ページから306ページの15款災害復旧費は、平成29年度に災害が発生しなかったことから全額減額補正をするものです。

307ページをお開きください。

平成29年度一般会計歳出補正予算は、合計7億998万円の増額をお願いするものです。

次に、繰越明許費について説明をいたします。

308ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、9月議会、12月議会でも承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いするものでございます。

まず、追加の主な事業について説明をさせていただきます。

7 項港湾費の重要港湾改修費は、国補正予算対応によるものです。地方港湾改修費は、奈半利港において既設消波ブロック撤去を進めていたところ、ブロック周辺が土砂により大規模に埋設していることが確認され、この埋設土砂を撤去するための工法検討に日時を要したことや、国補正対応などにより繰り越しをお願いするものです。港湾施設改良費は、久礼港において隣接した別途発注工事との工程調整に日時を要したことなどにより、繰り越しをお願いするものです。

8 項海岸費につきましては、主に国補正対応により繰り越しをお願いするものです。

繰り越しの追加として、合計11億5,966万1,000円をお願いするものです。

309ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更について、主なものを説明させていただきます。

8 項海岸費の漁港海岸高潮対策事業費と港湾海岸高潮対策事業費は、国補正対応により繰越額の増額をお願いするものです。

9月と12月議会で議決いただいた額と合わせて17億6,430万5,000円に繰越額の変更をお願いするものです。

続きまして、309ページ下の債務負担行為、手結港海岸緑地公園管理運営委託料について説明をいたします。

この債務負担行為につきましては、資料⑤議案条例その他の166ページ、第90号高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案と関連していますので、参考資料によりまとめて説明をさせていただきます。

土木部参考資料、港湾・海岸課のインデックスの2ページをお願いいたします。

当緑地公園は、香南市夜須町坪井にあり、平成13年5月31日に供用を開始しております。トイレやシャワールーム、バーベキューサイト、駐車場などを管理委託するものです。

指定管理者制度を導入した目的は、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上を図ることです。

これまでの指定管理者の状況ですが、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、第1期は3者、第2期は2者、第3期と第4期は1者の応募があり、いずれも株式会社ヤ・シィが指定管理者として管理を行ってきております。

次のページに指定管理者制度の導入の効果を載せておりますが、公園に隣接してある道の駅やすは、株式会社ヤ・シィが香南市から管理委託を受けて運営しており、マリンスティバルや手結盆踊りなど各種イベントの開催に積極的に関与するなど、この公園と一体的な管理運営を行うことで交流人口の創出を図ってきております。

また、ホームページで、バーベキューサイトの予約状況やビーチバレーコートの利用方法、レンタル用品の貸し出しなどの情報発信をするなど、利用者の利便性の向上が図られているところでございます。

今回の指定議案でございますが、昨年8月18日から60日間の募集を実施し、県のホームページへの掲載や各土木事務所への掲示板や閲覧室への公告の掲示を依頼し、また香南市市役所にも公告の掲示を依頼しておりましたが、応募がなく、引き続いて10月23日から再公募を行いましたが、応募がありませんでした。

その後、再度公募を実施し、この間、問い合わせのあった会社に対してのお知らせや土木事務所と香南市に対しては再度の周知をお願いした結果、2者からの応募がございました。それを受けまして、12月27日に学識経験者や税理士などで構成します審査委員会を開催し、株式会社ヤ・シィが指定管理者の候補者に選定されたことから、この2月議会に債務負担行為に係る補正予算と指定管理者の指定に関する議案を提出させていただいたところでございます。

指定管理としましては、平成30年4月から5年間、管理代行料は5年間で2,235万5,000円となっております。今回、管理代行料がふえました理由としましては、人件費の上昇や植栽管理の委託料などを計上したことによります。

最後に、港湾整備事業特別会計について説明をさせていただきます。

資料④議案説明書（補正予算）の412ページをお願いいたします。

一番下の2臨海土地造成事業費の1地方債元利償還金は、収入が見込みを上回ることから繰上償還を行うものです。

平成29年度港湾整備事業特別会計補正予算は、歳入歳出ともに6,614万5,000円の増額をお願いするものです。

414ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

港湾施設維持費は、須崎港の水道管移設工事において関係者との調整に日時を要したこと、高知新港管理運営費は、高知港に設置していますシップローダーのギア交換において特殊製品であることから調達に日時を要したことにより、合わせて2,322万5,000円の繰り越しをお願いするものです。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 奈半利港の堤防ありがとうございます。知事にも対話と実行で現場を見ていただきまして、これは早うせないかねということになったがやと思いますが、今回のこの予算である全体を、900メートル近い堤防のうちの囲む工事、あとどれぐらいが延長できそうですか。大体で結構ですけれども。

◎依岡港湾・海岸課長 補正予算を3,000万円、来年度1億円の経費を計上しております。全体計画は910メートルでそのうち280メートルの予定でございます。

◎浜田（英）委員 やっと半分ぐらいになるわけで、町長ももう年で、今回でもう退任されますので、恐らくこのことを一番気にしながら退任されると思います。もし、俺らの在任中にL2クラスが来たら、みんな死ぬるけれど、それは俺とおまえの責任やと思うてやれよというふうに町長にも言われていますので、ぜひともまた引き続いて、一日も早くこれやらないと、本当に奈半利は、開口部がもう港で大きいところです。外海岸は10分以内に16メートル来ますので、みんながあつという間に。津波をよける堤防じゃなくて、津波があつた堤防を乗り越えるまでの時間を稼ぐための堤防でございますので、その点を考えて、できるだけ早くやらにゃいけませんので、よろしく願いいたします。

◎依岡港湾・海岸課長 重要性と緊急性は十分承知をしておりますので、できる限り一生懸命やらさせていただきます。

◎橋本委員 指定管理にかかわるヤ・シィパークの件なんですけど、ちょっとこれ見てみると、管理代行料がこれ6倍ぐらいになっちゃっているんですね。この算定の人件費と植栽管理の委託料が加わったということで、これだけ上がるのかなと思うところあるんですけど、これは算定のきちっとした積算根拠というものはあるんですか。

◎依岡港湾・海岸課長 ございます。基本的に駐車場の収入とかが減ったことによりまして、指定管理料がふえた部分もございます。やはり海水浴客がここ数年、若者等も利用が

減りまして、その分、収入である駐車場料金なども減ってきております。だからその分は、やはり指定管理料としては足さないといけないという部分になってきますので、その部分もあります。

◎橋本委員 駐車場の収入が減ったからということで、人件費そのものがそれで補われたと思うんですけれども、ちょっと基本的な物の考え方なんですけれども、要は指定管理の積算根拠って、そういうもので増減をしてしまうような根拠性なんですか。

◎依岡港湾・海岸課長 全体で幾らかかりますかというお金をまず出します。その中で、収入が駐車場であったり売り上げ等がありまして、その分は人件費とかを差し引きます。足りない部分を予算として計上するという考え方でございます。

◎橋本委員 指定管理者そのものがこの利用に対してしっかり向き合って、この利用を皆さんにさせていただく、そして駐車場も使っていただくという努力的なものもやっぱりきちっと、また指定管理をするんだったらしていってもらわないと、減ったら減っただけ、その上に上乘せしてという話ではやっぱりないんだろうと。

確かに審査をして100点満点の73.7点とっているわけですね。皆さんそれぞれ評価はしているんでしょうけれども、そういうことも、この施設を使っていただくということがまず一番の重要なポイントだと思いますので、その使ってもらうための管理者としてのきちっとした仕事はしていただきたいなというふうに思います。その辺はどうでしょうかね。

◎依岡港湾・海岸課長 毎年、今までの過去の状態もモニタリングもしておりまして、利用の面で交流人口をふやす、あるいは上手に使うような工夫なども指定管理の計画書とともに、県のほうもそれを中間確認という格好で確認もしておりまして、その中で指導もしております。

ただ、やはりヤ・シィパークにおきましては特に夏場、ことしはある一定よかったんですけれども、二、三年前は台風等でなかなか利用者がふえないといった気象状況もございまして。そういうのも全部含めまして、今までの経緯等も含めまして、県としましてもきちんと協議をしながら精査をしているところでございます。

◎橋本委員 そもそも論で申しわけないんですが、まず民間指定管理の一義的な目的は、民間の皆さんが持っているノウハウをそこに入れて、その施設を有効活用して、要は活性化させるということがまず一つだと思うんです。そこがやっぱり一番の指定管理の肝になってくるというふうに思います。それじゃなかったら直轄でやったらええだけの話なので、そこはしっかり押さえておいていただきたいというふうに思います。どの指定管理についてもそうなんですけれども、要請はしておきます。

◎池脇委員 かつて砂が陥没をして事故につながるがあったんですが、そのあたりはもう完全に補修をされて、安全性は確保されておりますか。

◎依岡港湾・海岸課長 はい。きちんと安全性は管理をしております。

◎米田委員 ガントリークレーンですけれど、素朴な質問ですが、今使いよるやつは20年たって寿命ということで、老朽化ということでもう活用はできん、廃棄処分だけですか。

◎依岡港湾・海岸課長 今検討はしておりますけれども、基本的には当面の間、2基体制でいきたいと考えております。

◎米田委員 まだ使えるがやったらね、まあ利用価値があるろうき。

それと、この場合、このガントリークレーンの使用料は。今度は備えつけ費用とか含めて約10億円かかるわけよね。そこら辺、何十年か使うたら一定元取りますよとかという性格の、そういう根拠にして使用料の計算をするんですかね。

◎依岡港湾・海岸課長 はい、基本的にはそのような計算で使用料を決定したいと思っています。

◎米田委員 そうですか。はい、わかりました。

◎池脇委員 浜田委員のほうから、先ほど港の深さの話があったと思うんですけども、課長のほうからも、このガントリークレーンは大型化に対応するということで、その大型化の船の水深はどれぐらいのレベルを見られて、ここの対応がちゃんとできているのか、するのか、その点について確認です。

◎依岡港湾・海岸課長 ガントリークレーンを今設置しております水深がマイナス12メートルと、隣が8メートルという格好でございまして、今のガントリークレーンは、マイナス12メートルで入れる一番大きな船、3万トン級に対応できるというガントリークレーンでございますので、それ以上の大きな船は、そもそも論として水深が浅くて入れないわけでございますので、今の岸壁水深に対応できる、一番大きな船に対応できるガントリークレーンを設置したいと考えております。

◎池脇委員 大型化といっても、トン数で言えばどれぐらいの範囲内ですか。

◎依岡港湾・海岸課長 3万トン級のコンテナ船でございます。

◎池脇委員 今も3万トンぐらい来ているんですか。

◎依岡港湾・海岸課長 今、一番大きいのは1万トン級でございます。

◎池脇委員 こういう大型化というのは3万トンぐらい、隻数で言えばね、どれぐらいのトン数の船が多いんですか。

◎依岡港湾・海岸課長 今世界的に見ましても3万トン級が平均的といったら何ですけども、もう世界的にも大型化の方向で進めておりますので、もちろん大きな船は言ったら切りがございませんけれども、3万トン級が主体になってくるんじゃないかと考えております。

◎池脇委員 そうすると、その3万トン級に対するガントリークレーンですから、言えば、ガントリーの耐用年数というのも大体そのあたりで、将来的な使用期間というのは大体決まるように思うんですけども、それ以上に船が大型化するということに対して対応

するというのは、当面は考えていないと、こういうことになりますか。

◎**依岡港湾・海岸課長** はい、3万トン級であれば、ガントリークレーンの耐用年数は、20年程度は大丈夫だと思っていますので、その期間については十分対応できるというふうには考えております。

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

以上で港湾・海岸課を終わります。

これで土木部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**依光委員長** 続いて、土木部から4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

まず、平成30年度建設工事入札参加資格者について、平成30年度入札・契約制度改正について、平成30年度建設業活性化プランについての3件について、所管課の説明と質疑を一括して行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、土木政策課の説明を求めます。

◎**杉村参事兼土木政策課長** 私のほうから3件の報告事項を順次説明させていただきます。

報告事項の資料、土木政策課の赤のインデックスのところの1ページをごらんください。

まず、平成30年度建設工事入札参加資格者について御説明させていただきます。

県内建設業者ランク別事業者数でございます。

平成30年度の土木一式工事、建築一式工事のほか、その他の専門工事を含めました29業種のランクごとの事業者数を取りまとめております。

平成28年6月から建設業法の改正によりまして、これまでとび・土工・コンクリート工事の一分野として区分されておりました解体工事が、専門工事として許可を要することとなりましたことから、平成29年度から解体工事の区分を設けております。

解体工事の区分は、表1の一番最後に記載しておりますが、30年度は607者で、29年度との比較では62の増となっております。30年度の事業者数は、表1の右下に記載しておりますが、延べ事業者数は5,845者で、平成29年度と比べると127者の増となっております。主な要因は、解体工事区分の増によるものでございます。その下に実業者数を記載しておりますが、1,339者で、29年度と比べると10者の減となっております。

下の表3は、土木一式工事の事業者数の推移でございます。

30年度の土木一式工事の入札参加資格者は880者で、29年度との比較では7の増となっております。また、A等級業者は1者増で25者となっております。

次のページ、2ページをごらんください。

上の表1ですが、平成30年度建設工事ランク基準表でございます。

格付は、建設業法に規定する経営事項審査の総合評定値と県独自の評価項目による地域点数との合計点により行っており、表に示す点数が基準となっております。この基準は、29年度の格付と同じで変更はございません。下の表には、工事の規模によりどのランクの事業者を対象とするかを定めた発注標準でございます。これも変更はございません。

次に、平成30年度の入札・契約制度の改正について御説明させていただきます。

資料の3ページのほうをお願いいたします。

まず、左上の1 社会保険等未加入対策の推進でございます。

これまで高知県では、建設工事における社会保険等の未加入対策としまして、平成27年10月から下請契約の総額3,000万円以上、平成28年5月からは下請契約の総額4,000万円以上の工事について、社会保険等に未加入である1次下請企業を排除するとともに、事業者に対しましてはペナルティーとしまして、未加入の1次下請企業との下請契約額の10%の制裁金、指名停止措置、それと工事成績評定の減点措置の3つの違約罰を科すこととしております。

平成29年4月からは、国土交通省における社会保険等未加入対策の強化や四国他の3県の取り組み状況を踏まえまして、あと、本県でも建設業協会を初めとする関係者の皆様の御意見もお伺いしながら、一定の周知期間を設けまして、今現在下請契約の総額4,000万円以上という金額の制限を撤廃することで、本県が発注する工事において、社会保険等に未加入の1次下請企業を排除し、社会保険等の未加入対策を強化しようとするものでございます。

次に、2の電子入札における取退方式の実施についてでございます。

電子入札による指名競争入札や、価格競争の事前審査方式を採用する一般競争入札において、入札参加機会の確保と競争性の向上を図るために、入札参加者があらかじめ受注可能件数を届け出ることによって同一の開催日における複数の入札に、受注可能件数を気にせず参加できるようにする制度でございます。

具体的に言いますと、現在の電子入札においては、応札期限は開札の数日前となっております。例えば、A業者にとって応札が可能な工事の入札が同じ開札日に6件あった場合、A業者としては、応札時点で2件までしか受注余力がない場合には、A業者は今まで6件のうち2件を選択して応札しておりました。これがもし3件以上応札し落札できてしまった場合、3件目以降の工事は落札決定後の辞退となり、指名停止措置の対象になるためです。今回の取退方式の実施により、事前に受注可能件数が登録されることで、A業者は6件全てに応札できることとなります。A業者は、受注件数が2件に達した時点でそれ以降の入札については自動的に辞退することとなります。この制度の創設によりまして、県内事業者の入札参加機会の確保と競争性の向上が図られるものと考えております。

次に、3 総合評価方式の評価基準の変更でございます。

建設工事の入札におきましては、施工実績や地域性など価格以外の要素を加えた総合的な評価により、総合評価方式を活用しております。

最初に、①のほうですけれども、同種・類似工事の成績評定に関する項目についてでございます。

現在、実績としましては、県発注工事3件までの成績評定の平均点を評価の対象として加点しておりますが、改正案では、県発注工事が3件に満たない場合に、国土交通省発注工事を対象工事としてその成績評定を評価の対象とすることで、県発注工事の実績がない企業の受注機会を拡大させ、競争性の拡大を図ろうとするものでございます。

次に、②優良工事表彰の有無に関する項目でございますが、この項目は、他の項目と比較いたしますと対象件数が少なく、評価される企業が限定されてしまい、入札結果に与える影響も大きいことから、昨年度の制度改正において、1年間の周知期間を設けた上で評価対象期間を過去5年から3年間に短縮するものとしておりました。その経過措置期間が今年度末で終了いたしますことから、予定どおり対象年数を短縮するものでございます。

次に、右に移りますが、③のり面工事の施工体制に関する項目でございます。

本県ではこれまで、過去の元請・下請間での取引の実態等を踏まえまして、のり面工事を分割発注し、自社施工が可能なのり面工事を専業とする企業に対して工事を発注してまいりましたが、受注機会と競争性を拡大させることを目的に入札参加資格の要件としまして、これまで自社施工の実績に限っていたものを下請発注の実績も認めることとし、あわせて総合評価において、この項目を新たに加点項目に変えまして設けることとして、発注工事を自社施工で施工する企業を評価する制度に改めるものでございます。

次に、④重機保有の有無に関する項目についてでございます。

評価の対象となる重機はこれまで、ちょうど左側ですけれども、現行のバックホウまたはトラクターショベルに限定しておりましたが、そのほかにも災害時に活躍できる代表的な建設機械を評価対象に加えようとするものです。具体的には、経営事項審査におけます建設機械の保有状況で対象とされている機械を評価対象に加えるとともに、これまで保有状況を確認するために入札のたびに御提出していただいていた資料につきましては、経営事項審査時の書類により確認できるようにしまして、入札における受発注者双方の事務負担の軽減も図っていきたいと考えております。

次、4ですけれども、前年度の取り扱いを継続するものについてでございますが、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例は、高知談合以降、入札しようとする工事において談合等に関与していないことを誓約する誓約書の提出を義務づけておりますけれども、これは継続させていただきます。

また、現場代理人の常駐義務緩和は、建設工事の人手不足への対応として平成25年度か

ら実施しているものですが、この措置は継続させていただきます。

以上が平成30年度の入札・契約制度の改正案の概要でございます。

引き続き、次のページに移らせていただきます。

高知県建設業活性化プランの取り組み概要でございます。

高知県建設業活性化プランの取り組みでございますが、左側に平成29年度の取り組みを、右側に平成30年度の取り組みをまとめてございます。

左側の平成29年度のほうですけれども、活性化プランの3本の柱の一つ、公共工事の品質と担い手の確保でございますが、端境期の事業量を確保し雇用の継続や企業経営の安定に結びつけるため、繰越制度の柔軟な活用やゼロ県債を設定するなど工事の平準化に取り組んでおります。

2つ目の県内建設業の活性化への支援ですが、ここでは将来の建設業を支える担い手の確保のため、施工力向上のための研修や若者の入職・定着促進に向けた雇用環境改善研修の実施や建設業団体の取り組みへの補助、建設業の人材確保への支援を行っております。

3つ目は、コンプライアンスの確立に向けてでございますが、全ての取り組みの大前提でございますコンプライアンスの確立は、建設業界と県が提携して取り組みを進めているところでございます。

こうした3つの柱をもとに取り組んでおりますけれども、平成30年度は新たな時代の要請である働き方改革、生産性向上に対応していくためのバージョンアップをすることとしております。

右側に移っていきますが、1つ目の公共工事の品質と担い手の確保は、今後も先進事例を研究しながら、さらなる改善を検討してまいりたいと考えております。

一つ飛ばしますけれども、3つ目のコンプライアンスの確立に向けては、コンプライアンスの確立を全ての取り組みの大前提として取り組んでおり、今までも継続して取り組んでいるところですが、ことしに入って県内で官製談合事件で逮捕者が出ております。県としましては、再度、発注者も受注者もコンプライアンスの重要性を認識し、コンプライアンスの確立への取り組みを強固なものにしたいと考えております。

県職員を対象としましたコンプライアンス研修には、毎年市町村職員の参加を呼びかけておりますけれども、今回のことを踏まえ、より一層市町村に対しコンプライアンス研修への職員の参加を強く働きかけてまいりたいと考えております。

そして、真ん中へ行きますが、2つ目の県内建設業の活性化への支援は、新たな時代の要請に対応するためのバージョンアップとしまして、働き方改革に向けた建設業界の体質改善を目指し、またICT技術を活用した生産性の向上への取り組みを進めていくこととしております。

まず、働き方改革への取り組みとしましては、時間外労働縮減、社会保険等加入促進な

ど働き方改革に向けた啓発を充実強化し、意識改革につなげてまいりたいと考えております。

次に、生産性向上への取り組みとしましては、ICT技術を活用し、週休2日の導入や所得アップにつながるよう支援を行ってまいります。県としましては、引き続き地域で持続的な経営ができる建設業を目指し、また県外や海外も視野に事業展開を目指せるような積極的な建設業界になるよう取り組みを進めてまいります。

土木政策課からの報告は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 入札制度のことで社会保険の未加入、働き方改革も含めて、本来加入すべきところは加入せんといかんというふうに思うんですが、これは結局、今回新たに入札の金額、契約高に制限なく1次下請は、義務のあるところは全部加入しゅうかどうかという視点で、そういう条件で対応するという、そういう理解でいいですか。

◎杉村参事兼土木政策課長 はい、そのとおりでございます。

◎米田委員 それで、積算で社会保険の加入の金額も含めてコストに入っていると思うんですけど、それを調べるというか、加入しゅうかどうかという場合は何か資料を提出させるのか、また県として後追いでフォローの調査をしていくのか、どんなふうにされていくのか。

◎杉村参事兼土木政策課長 まず、下請を出される場合には施工体制台帳のほうに下請契約も全て出てくるようになっておりまして、その時点で社会保険に加入しているかどうかの書類も確認するようにしております。

◎米田委員 それといわゆる2次下請というか、2次、3次というところについては対象外ということですか。

◎杉村参事兼土木政策課長 今、県の今度取り組もうとしているのは1次下請まででございます。決して2次下請、3次下請が入らなくていいという意味ではございませんけれども、ペナルティーを科すというところまではまだいっておりません。

◎米田委員 今、現実的には、その1次下請の加入状況はどんななんですか、実態は。

◎杉村参事兼土木政策課長 今、毎年行っております経営事項審査の中ではほぼ加入できていて、何人かはその会社の中で、少し疑義があるところについては指導等もやっておりますので、現実には今まで県のほうに取り組んでおりました、実際には4,000万円以上の工事がありますけれども、これに対して処分したという事例はございませんし、業界のほうに確認すると、1次下請ではまず間違いなく皆さん入っているだろうというようなお話もお伺いしております。

◎依光委員長 質疑を終わります。

次に、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区について、都市計画課の説明を求め

ます。

◎島田都市計画課長 都市計画課の島田です。

それでは、都市計画課の報告事項について説明をさせていただきます。

委員会資料の土木部報告事項の都市計画課のインデックスのページをお開きください。

都市計画道路はりまや町一宮線につきましては、県民の皆様の関心が高く、またマスコミでも報道されておりますことから、これまでの検討経緯とまちづくり協議会から提出していただきました提言について御報告させていただきたいと思っております。

4-1ページをお開きいただきたいと思っております。

現況という写真がございますが、この現況の写真を見ていただきますと、上の写真です、左手側にはりまや橋小学校がございます、その隣が現在工事を中断している2車線道路、その隣、ちょうど真ん中に新堀川を完全に覆っております駐車場が見えております。下の写真は、その上からの写真の続きでございます、かるぼーと前の電車通りまでの2車線道路の状況でございます。

このはりまや町一宮線はりまや工区の駅前通りからはりまや橋小学校までの区間は、平成23年に4車線整備が完了してはいますが、小学校から南側の電車通りまでの区間については、新堀川の水辺空間が大切であるという声が高まり、工事を一旦中断し、周辺の交通量や自然環境の復元状況について調査を継続して行ってきております。

また、1ページにお戻りください。

その調査のデータが一定期間蓄積されたことなどから、中断区間の整備のあり方について議論を行う場を設けることが必要だと考えまして、昨年6月にはりまや町一宮線はりまや工区まちづくり協議会を立ち上げました。

まちづくり協議会は、今年度計5回開催しております、その間2回のパブリックコメントを実施しています。また、ことしになりまして新堀小学校の卒業生の有志の方から出されました提案についても、協議会で丁寧に議論も行っていただいております。

先月、協議会から県に提言書が提出されました。今回の知事の提案説明にもありましたとおり、県としましては、この提言と検討過程における議論を踏まえまして、高知市の意見を聞いた上で最終的な判断を行いたいと考えております。

次の2ページには、まちづくり協議会の委員名簿をつけております。

その次の3ページをお開きください。

これが協議会から出された提言書です。

左側の真ん中あたり、段落で4段目でございますが、この工事を中断というところございますが、ちょっと読ませていただきますと、「この工事を中断している区間がこのまま放置されると、新堀川周辺の渋滞の発生や通学児童・高齢者等の安全が損なわれている状況が改善されず、都市内交通の円滑化やまちづくりにも影響を及ぼすこととなります。一

方で、高知市の中心部に希少動植物が生息・生育する自然環境や数多く保存されている史跡など、市民にとって貴重な財産が、道路の整備によって失われることは極力避けなければなりません。」、1段落飛ばしまして、「これらの課題に対して、高知県から示された新たな道路計画案」、これ右下に図面と写真をつけておりますが、この「新たな道路計画案は、パブリックコメントや協議会の意見、議論を踏まえ、工事を再開するのか事業を中止するのかの2つの選択肢だけではなく、これらの意見や要望を取り入れた新たな第3の計画案となっており、①交通の状況、②希少動植物、③歴史・文化、④まちづくりの4つのテーマで議論を深めてきました。この4つのテーマは全て重要ですが、立場によって思い入れや価値観が異なるため、全てのニーズを100%満たすことはできません。1つのテーマを追求することで、他の3つのテーマに不満を大きく残すことは適切ではありません。このため、それぞれのテーマの重要性を最大限に尊重し、全体として調和のとれた望ましい整備のあり方として、下記のとおり提言します。」とあります。

下記のところには4つのテーマであります、安全で円滑な交通の確保、希少動植物が生息・生育する環境の保全、歴史や文化の保存と再生、まちづくりについて記載されておりますが、その内容については後から説明させていただきます。

そして、右側の真ん中あたりに記載されております提言の結びとしまして、「このように希少動植物が生息・生育する自然環境や新堀川かいわいに残る史跡等を守り、再生するとともに、これらを生かしたまちづくりを実現し、住民にとって安全で安心できる地域や道路づくりを進めることが重要であり、これを最大限に実現できる最善の案として、新たな道路計画案がふさわしいと考えます。今後は、住民との協働により、本案を基礎としたまちづくりが高知県と高知市の連携のもと、実現されることを望みます。」という提言をいただいております。

なお、次の4ページには提言の附帯事項としまして、この提言の取りまとめに当たっては、会長を除く出席した委員10名のうち、8名の方からは賛同を得られましたが、2名の委員からは、取りまとめには時期尚早であるとの理由から反対であったことが申し添えられています。

次の4-1ページは、最初に御説明しました工事中断区間の現況写真と、右手側が新たな道路計画案のイメージ図でございます。新たな道路計画案では、希少種がすんでいる自然環境と現存する貴重な江戸時代の堀について、できる限り配慮した上で交通の流れをスムーズにし、歩行者と自動車の安全を確保したものとなっております。

次のページからは、新たな道路計画案の概要について御説明します。

まず、5ページは、はりまや町一宮線の位置づけでございますが、はりまや町一宮線は大きく3つの位置づけがございます、1つ目が、高知インターチェンジと高知市中心部を結ぶ重要な道路であること。2つ目が、JR土讃線連続立体交差事業の効果を最大限発

揮するための南北の幹線道路であること。3つ目が、市街地環状ネットワークを形成し、市街地の混雑を改善する道路でございます。

工事中断区間の約280メートルが未整備のままボトルネックとなっているため、交通のさまざまな問題が生じています。

次の6ページをお開きください。

上段に交通のさまざまな問題、下段にその改善策を記載しています。

工事中断区間は、交通量は、将来にわたっても4車線化が必要であり、歩道が1.2メートルから1.4メートルと狭く、通学の児童が危険な状態であり、また渋滞が発生しており、さらに生活道路が抜け道として利用され、危険な状態となっている現状がございます。新たな道路計画案ではその改善策としまして、広い歩道を整備して歩行者の安全を確保する。4車線整備により渋滞を解消する。抜け道利用をはりまや町一宮線に集約することによりまして、現状の危険な状態について改善できると考えております。

次の7ページをお開きください。

ここでは、現在の新堀川には希少動植物が生息・生育する貴重な環境であることを説明しています。

真ん中の地図の左側、新堀橋がございますが、その下流などに、未整備区間においてシオマネキとトビハゼ、コアマモの生息分布をあらわしています。地図の右側に赤の破線で囲っています4車線完成区間でも希少種が生息・生育してしまして、その下の四角で囲んだところに、工事完成区間の狭いスペースにおいてもシオマネキとコアマモが生息している写真を載せております。

次の8ページをお開きください。

ここでは、その希少種が生息・生育する新堀川の貴重な環境に対して、どのように配慮するかについて記載しています。

一番左が現在の新堀川の状況をあらわしてありまして、灰色で示しているのが、新堀川が駐車場で覆われている区間でございます。約半分ぐらいあります。日の当たる水面の面積としましては2,044平方メートルです。隣の新たな道路計画案では、道路の4車線化により新堀川を一部覆いますが、駐車場を撤去することで日の当たる水面の面積は2,451平方メートルと約20%ふえます。

真ん中から右側にかけては、シオマネキやトビハゼ、コアマモが生息・生育できるように専門家からアドバイスをいただいた干潟や水面の創出を図る図面をつけております。創出した環境に必ずしも希少種が生息・生育するとは限りませんので、工事中も完成後もモニタリングを行い、適宜改善していきたいと考えております。

次の9ページをお開きください。

ここでは、残存する江戸期の堀は貴重であるため道路工事の影響を最小限にとどめ、歴

史的な情緒ある空間を創出するという記事を記載しております。

真ん中の図面を見ていただきまして、青い線が新堀川の西側の石垣、ピンクの線が東側の石垣をあらわしています。

まず、青い線の西側の石垣については、一番左の端の上に2つの写真をつけてお示ししているとおり、現在石垣がございますが、その横のイメージ図のとおり道路の拡幅で新堀川の一部を覆いますので、上部の石垣は取り除きますが、ほかは現在の位置で保存をします。また、取り除いた石は東側で再利用します。

今度、ピンク色の東側の石垣につきましては、桜井橋から新堀橋までの駐車場区間は右側の一番上の写真のとおり、現在石垣はなくコンクリート擁壁になっています。道路整備にあわせまして、その横のイメージ図のように昔から用いられていた野面積みの石垣に復元をします。

横堀公園前については、干潟を創出するために公園を一部切り込みますので、石垣については一旦取り除きますが、切り込んだ新しい位置で野面積みの石垣に再生します。

四国銀行前については、現状のままとなります。

東側の石垣につきましては、桜井橋から電車通りまでの全区間を昔ながらの積み方で復元しますので、江戸期の風景を連続して再現することができます。

次の10ページをお願いします。

まちづくりに関しましては、新たな道路計画案は、高知市が進める歴史と文化を感じさせる風情あるまちづくりに寄与するものと考えます。

右下側をごらんいただきまして、新たな道路計画案では、新堀川の東側の市道については歴史の道として整備を行うことなどにより、高知市が行っておりますまち歩き観光コース「土佐っ歩」の新たなルートに位置づけたり、横堀公園について干潟創出に伴う公園の再整備を行うこととしています。

最後の11ページをお願いします。

提言で道路整備のあり方としてふさわしいと評価していただきました新たな道路計画案についてまとめています。

下にイメージ図をつけておりますが、道路の構造に工夫をしまして、道路を可能な限り西側に寄せたり、植樹帯を削除し道路の幅を縮小することで、できる限り水面のオープンスペースを確保したものとなっております。

以上で都市計画課の報告事項の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 5回検討やられて私も1回しかよう出ていませんが、率直に言うて、まちづくり協議会の委員の選定だったかなという疑問を呈さざるを得ませんでしたので、それは、僕が文書見たり協議会へ出たの率直な感想でした。

それでちょっと幾つかお聞きしたいんですが、今さっと説明されたときに、7分の4ページ、8ページですね、干潟の創出ということで、結局これは人工干潟になりますよね。専門家からアドバイスを受けて大丈夫だろうと、工事中もその後もモニタリングするというので、非常に重きを置きちゅうことはよくわかるんです。しかし、これは、高知の地元の投書にもありましたけれど、希少野生動植物の保護専門員の方々が協議会へ入っていませんから、希少動植物ですよね、これらはね、ということからしたときに専門家からのアドバイスというのは誰なんですか。そういう専門員の方から聞かれましたか。

◎島田都市計画課長 このはりまや町一宮線につきましては、平成12年に事業化をしております。その当時からレッドリストなどでシオマネキとかアカメとかというふうな希少種についていろいろお話がございましたので、はりまや町一宮線の整備に当たりましても、そのあたりについては慎重にできる限り配慮していこうと考えております。

そのころの委員さん、シオマネキ、十脚甲殻類の第一人者であります四国大学名誉教授の酒井先生に、シオマネキにつきましてはずっとアドバイスをいただいております。また、コアマモにつきましては、今現在は高知大学名誉教授の大野先生のアドバイスのもとに、この干潟や水面につきましても、実際の今の未整備区間の状況がどういう状況なのか、底質の状況とか勾配とか水質とかそういったものを調べ、また県内にはもう少し広い実際に生息地と言えるような四万十川の河口であったりとか須崎湾内であったりとか、そういったところの状況なんかも調べまして専門家の意見をいただいて、今回の干潟の創出、水面の創出の案を作成しているところでございます。

◎米田委員 一応専門家の意見聞かれてということと、協議会へ今度は入っておられる方ですよね。

◎島田都市計画課長 そうです。

◎米田委員 それで、その人一人であれですけど、例えば、高知県の希少野生動植物保護専門員に高知県の人おられますよね、高知大学の准教授の方がね。そういう現に一番足元においでる。そういう方の意見、あるいは魚類、甲殻類の方、誰も聞いてないでしょう、高知県の人。知事が委嘱した希少動植物の専門員さん、聞いていますか。

◎島田都市計画課長 土木部ではなくて環境部門のほうで、いろんな審議会の委員さんなんかも選定されておるかもわかりませんが、今回のシオマネキ、コアマモにつきましては、確かにその環境部門のほうで選定している委員さんもいらっしゃるかもわかりませんが、シオマネキとコアマモ、特にコアマモなんかにつきましては、実際四万十川で移植の経験もございますそれぞれの専門家が本協議会の委員としてふさわしいというふうに判断をして、選定をさせていただいております。

◎米田委員 ごめんなさいよ。余りいろいろ言うあれはないんですけども、それは環境保護の部分でといたしますけれど、土木サイドであっても環境のサイドであっても県が条例

に基づいて、その専門員を知事が委嘱するわけですよ。だったら、それは環境の部門やから私ら土木は聞く必要ないということではなくて、そういう専門員さんを県がわざわざ指名、指定しているわけですから、一人ではなくて足元におるわけですから、そういう人たちの意見も、本来普通は聞くがじゃないんですかというふうに思うんですが、まあまあ聞いてないんで。

◎島田都市計画課長 確かに、その環境分野でもいろんな御専門があるかとは思いますが、例えば哺乳類とか魚類とかありますけれども、その専門分野の中でもシオマネキとコアマモに特化して、いろんな経験があり、今までの研究成果もございますので、我々としましては今回の協議会の委員さんが適任であるというふうに思っております。

◎米田委員 適任かどうかにしても、足元にもおるし、県が委嘱した方もおいでるし、その希少動植物の保護専門員ですから、シオマネキも含めて指定しているわけですからね、県がね。そうでしょう。県が指定しているわけですよ。そういうことからしたら、そういう人の意見なり専門性を聞くことは全くやぶさかではないし、本来広く聞くべきだと私は思うんですよ。だから課長言われたように、そういう自然保護の立場から非常に慎重に扱われようんで、結局、工事中あるいは工事完成後もモニタリングまでせないかんという思いは持っているわけですから、その思いからしたときに、やっぱりより広くそういう方々の意見はやっぱりちゃんと聞いて参考、生かしていくということが私は大事ではないかと、今からでもですよ。

◎島田都市計画課長 確かに、委員のお話のとおりだと思いますが、今回の場合、最初に御説明させていただきましたとおり、5回の協議会でそれぞれ本当に熱心に議論していただきましたが、やはりその協議会の委員さんとか我々の提案だけでは不足している部分も出てくるかと思っております。そこを補うといいますか、広く御意見を賜るということで2回パブリックコメントを行っております。そのパブリックコメントの中でいろんな立場の方、いろんな御意見をいただきながら、それを全てオープンにした上でまちづくり協議会の委員の皆様方に、それはそれは深く御議論、御検討いただいた成果だと思っております。

◎米田委員 それで、私はやっぱり十分専門家の方の意見も、全く聞いてないということじゃないんですよ。でも、身の回りに、足元におるわけですから、県のそういう人がおるわけですから、本来もっとやっぱりこれからも含めて聞かにかいかんし、現にこの方向が一定出された後も県民の中からも、人工干潟でシオマネキ守れるかと、そういう心配なり、それから専門家の専門員の方も含めて、そういう意見まで出るような状況があるわけですからね、私はそこら辺もちゃんともっと土木サイドでやるがでしたら、こういう人の意見も聞きましたということ、やっぱりちゃんともう少し深めながらしてほしいというふうに思うんですけどね。

◎島田都市計画課長 今回の提言をいただきましたが、これから高知市の意見を聞いた上で、県のほうでやるのかやらないのかという判断をすることになります。で、やるとなった場合はいま一度新堀川の環境調査といいますか、それをじっくりやりまして、以前やったときと状況が変わっているかもわかりません。また、そのレッドリストによる絶滅危惧種の扱いもちょっと状況が変わっております。ですので、そういう環境調査を踏まえて、改めて環境部サイドと協議をして、どのように進めていったらいいかというのを検討していきたいと思っております。

◎米田委員 そこまで課長さんが言われるがやったら、そういう環境調査をやった上で最終判断をしてというのが普通なんですよね。だからそうやってちょっと手順は、なお慎重に私は考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それともう一つは、結局283メートル、38億円ですかね、横堀公園の改修も含めて38億円ですかね。

◎島田都市計画課長 残っている区間を全て仕上げようとしますと39億円でございます。

◎米田委員 その横堀公園の改修も入りますか。

◎島田都市計画課長 はい。当然、道路整備以外にも環境に関すること、史跡に関すること、それから電線類地中化も行います。それらを全部ひっくるめて、なおかつどうしてもやっぱり工事費というのはやっている最中にふえることもございます。2割ぐらいはふえることも全部見込みまして、トータルで残工事費が39億円というふうに見積もっております。

◎米田委員 一般論として、やるときはきちっと快適で安全なものをつくったらいんですが、39億円を283メートル概算で割ったら、1メートル1,500万円ぐらいするのよね。費用便益のこともちょっと後で教えてもらいたいと思うんですけど、そんな道路工事はないでしょう。

例えば、ちょっと前に横浜の宇津野トンネル、トンネルですら1メートル300万円と。1メートル1,500万円もかかるというのは、高知新港のケーソンを積む、あれが1メートル1,500万円ぐらいかかるという莫大な費用なんですよね。そういう費用的にもかけてすべきか、それはもっとやっぱり県民的な判断も要りやしませんかというふうに私は思うんですけどね、どうでしょうかね。

◎島田都市計画課長 一番最初にこのはりまや町一宮線を計画したときには、ボックスカルバートといたしまして、そこにコンクリートを張って、あと土を埋め戻すというふうな、本当に単純な一番経済性を重視したようなことでスタートしましたが、やはりこの町なかに希少種がすんでいるという環境はすごく貴重なものであるということで工法を変更しました。栈橋工事といたしまして、河床はそのまま、くいを打って上にふたをするような、環境に優しいような工法に変更したとかというふうなこともありまして、どうしても

工事費については通常の道路と比べますと、かなりふえていることは事実でございます。

◎米田委員 それと、結局護岸とか含めて、本来あった場所に、外堀にあった場所に、それを住民や観光客や県外の人が見るところによさがあるわけだね。東はちょっと残りますけれど、本来あるところの護岸に道路でふたして隠してしもうてということではなくて、僕はやっぱり本来の自然と位置について残すべきだと思っております。

それと、この提言を読んだら、上手には提言されていますけれど、バランスをとると言いながら、結局4車線化だけはちゃんと生きているわけですよ。自然の関係で言うたら人工でやったりとかというてますけれど、人工なり自然なり環境はですよ、一回失ったら戻りませんから。この提言、何かいかにもバランスよく提言したように見えますけれど、4車線ありきだけははっきりしているんですよ、これ。

だから、私は本来、地域の人の交通安全らも何とかせんといかんと思いますから、何らかの方法あると思うんで、それはぜひ検討していただきたいですけど、そういう提言書になっているし、4回目のまちづくり協議会へ行って本当に驚きました、まちづくりとはある意味名ばかりで、ほとんど地元の人には推進派の人が入り、そして町をどうつくるかというよりも道路をどうするかとかがメインなんですよ、やっぱり。そういう思いをうんとしましたので、今後引き続き、最終まだ結論出ていませんので、ぜひそういうことも踏まえて、今後対応は県民的、あるいは県としても全体的な検討をさらにしていただきたいなということを要望しちよいて、はい。

◎福田土木部長 私も、この協議会に全て出席させていただきまして、最後に出てきたこの案については、4車線はもちろんこの提案の中に入っていますけれども、もう一つこだわっているのは3メートルの歩道をつけると、通学する児童のための安全を確保するということが絶対に譲れないという思いで、我々も提案させていただいたことをここで御報告申し上げるとともに、このまちづくり協議会という名前でございますけれども、最初にはりまや町一宮線はりまや工区のまちづくり協議会なんです。ですから、道路づくりをどうするかという視点から見たまちづくりを考えようということでございますので、それはこの協議会の中でも、そういう話はございましたことを御報告いたします。

◎池脇委員 このまちづくり協議会の委員からの提言、大変町民の皆さんの御意向も踏まえてでき上がっておりますね。反対をされた方が2名の方で、その地域に住まわれている町内の代表の方、この5名の方、全員賛成されていると。だから、本来の町内の方の思いというのが、ほぼこの提言の中でかなえられているというふうに理解をしいと思えますね。

それから、自然保護についても、ここまで配慮して自然保護に対する対応をしているということについては、これは英断だと思いますね。

干潟がこういう形でできるかできんかということの議論は、これはやってみないとわか

らないですね。ですから、できるかできないかという検証はしないと、これをつくっちゃだめだという議論は、議論にはならないと思いますね。

だから、一方で手前に、その干潟は、西側には残っている。そっちの部分も、ただ日が入っていないというだけのことですから。しかし日が入っていないところが今の駐車場のところであって、その先にちよびつと日が入るところに残っているわけ。ですから、これだけ日が入る水辺をつくったということは、これは十分に繁殖する可能性があるということで、やっぱりこの専門の大学の先生方がこれだったら大丈夫だろうということで、この提言をおまとめになったんだろうということだろうと思いますし、やはりこの委員の皆さんの総意としてでき上がった提言に対しては、これはきちっと尊重して、その上で事業にかかっていくべきだろうと。ここまで時間かけてやっていますから、これをまたもう一回すぐろくの振り直しでもとへ戻すなんという議論は、これはあり得ないと思いますね。一日も早くこの4車線化の道路、これをやっぱりつくってあげるといっても、これは全県民的な視点からいえば、大変重要な望まれている路線でありますからね、こちらのニーズにもしっかり早く応えていくということも大事だと思いますので、しっかり事業をこの流れの中で御理解をしていただいて進めていく必要があるんじゃないかなと、こう思いますので、意見として述べさせていただきます。

◎浜田（英）委員 県民の世論も、ほぼこの提言書に沿うもんだと思いますよ。非常によくできた提言書だと思います。50年前に私が小学生のころは、成績がよかったら高知市内へ車でドライブして味のデパートでお子様ランチ食べる。これがもう最高のぜいたく。ところが、お子様ランチを食べもってこの中央公園の味のデパートから下をのぞくと臭い川が流れているんですよ、ヘドロの川が。それ今、昔堀川ですよ、つながっている。それがもうだんだん今のように帯屋町の河川の、ああいうふうになんて人工的な河川になって、十分に堀川の自然は今まで壊されてきたんです。最後に残ったあそこの堀川を何とか残そうということですよ。

スイスのチューリッヒ、江ノ口川のような川だったんですわ、あそこ運河がたくさん流れて。スイスは、あれをコンクリートの3面張りで整備しましたから、それを全部剥がしまして近自然工法でやり直しました。福留脩文さんと私は2週間かけて、25年前にスイスのいろんな河川の整備の実態を見て、ああ、スイスは進んでいるなと、ここまで自然と人に優しい、調和ができる。ネイチャー・ニア・コンストラクションというんですけれども、キープコンセプト、バイオフィットというんですB i o F i t。これは人も、昆虫から全ての生物が生き生きと生きれるようなビオトープの再生というのがコンセプトですけども、これは佐竹前県議が文化環境部長のときに、高知県はこのバイオフィットというコンセプト、まちづくりのコンセプト立ち上げたんですよ。そのコンセプトが今この提言書に生きておると思います。福留脩文さんは恐らくこれを見て、ああ、俺の近自然工法の

意味をわかってくれているなどと思って、草葉の陰で喜んでくれていると思いますよ。

ですから、シオマネキもアカメもそこにハンガーストライキして、俺はここで一生居座って動かんぞというもんじゃないです。やっぱりアメニティーの空間が変わったら自然にそこへ移動して、快適な空間を求めて移動しますので、そこまでやっぱり配慮しておると、その考え方だけで十分じゃないかと思いますよ。

だから、人工的な干潟をつくることによって、また新しい生物もそこに宿るかもわかりませんし、いろいろやってみたらいいと思うんです。十分にその生物に対する配慮もされていると思いますので、私はこれもよしとすべきだと思います。

◎**金岡委員** もう私びっくりしたのは、これほど配慮してやるもんかみたいなね、すばらしい構想だと思いますね。うちのほうでこんなものはとてもじゃないけれど考えていただけないと。

私のところにもきれいな川ありますよ。動植物、希少種もいっぱいありますよ。こんなん検討したことないですよ。何が先かという、地域の住民の安全というのが最優先ということで進めなければならない。しかしながら、今回ここね、こういう環境とか地域とかに配慮してやると。私はびっくりしましたよ。それから計画自体もよくできているなという印象も受けましたね。できれば、この10分の1ぐらいの配慮を山のほうでもやっていただきたいというふうに思います。

◎**武石委員** 私も、非常によくできている提言だというふうに思います。この完成のイメージ図見ても、今の駐車場で覆われている新堀川も姿をあらわして、非常にすっきりしていますし、非常に自然環境にも配慮されている。何よりも、この6ページの小学生の通学路がこんな危険な状態になっているということを、これ一日も早く改善をしなくちゃ、本当に子供たちの命までかかわっているという現状がありますので、私はもうこの提言に基づいて速やかにこの計画を事業化していただきたいと思います。

◎**依光委員長** それでは、これ県として、高知市と議論して最終判断するということですが、その判断した際には、ここまで時間をかけたことであるとか、また提言の趣旨もしっかりわかるような形にさせていただいて、また最終判断をよろしくお願いします。

質疑を終わります。

以上で土木部を終わります。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました予算議案9件、条例その他議案11件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**依光委員長** 御異議ないものと認めます。

それでは、採決を行います。

第1号平成30年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第8号平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第12号平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第18号平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第19号平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第24号平成29年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第29号平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

第37号平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第37号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第38号平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第38号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第51号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第51号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第79号高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第79号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第80号高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第80号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第81号高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**依光委員長** 全員挙手であります。よって、第81号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第86号高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第86号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第90号高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第90号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第93号権利の放棄に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第93号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第94号県有財産(土地)の取得に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第94号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第98号国道494号社会資本整備総合交付金(水口トンネル)工事請負契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第98号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第99号町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第99号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第100号和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第100号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は御退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎依光委員長 次に、「意見書」を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）が公明党、自由民主党、県民の会、日本共産党、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 はい。御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ いいですか。

◎ いいです。

◎依光委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、16日金曜日の13時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 はい。それでは、16日13時です。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

（15時28分閉会）